

令和2年度 第1回 北区地域包括支援センター運営協議会

令和2年8月5日(水)
北区役所 7階大会議室

1 開会

2 運営協議会委員紹介

3 議 題

(1) 令和元年度 あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の運営状況について 【資料1】

(2) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
～指定居宅介護支援事業所の選定における確認書について～ 【資料2】

(3) 令和2年度 あんしんすこやかセンター事業計画について 【資料3】

(4) 令和2年度 ・あんしんすこやかセンター公募について
・区運営協議会における報告事項の見直しについて 【資料4】

(5) 特定事業所へのサービス集中率等について 【非公開資料1】

(6) 地域包括ケアの充実のための事業目標(令和元年度)の評価、
および地域活動計画(令和2年度)について 【非公開資料2】

4 その他・質疑応答

5 閉会

区地域包括支援センター運営協議会

北区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

(令和元年9月1日～令和4年8月31日)

分野	所属団体等	委員名	役職
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	コウダイケアサービス(株)	片西 幸代	
神戸市介護老人保健施設協会	シルバーステイあじさい	森 幸子	
神戸市薬剤師会	つばさ薬局	日比 高志	理事
神戸市老人福祉施設連盟	特別養護老人ホーム つくし園	園見 ゆう子	施設長
神戸市医師会	入江医院	入江 正一郎	院長
神戸市民間病院協会	医療法人社団 まほし会 真星病院	宮崎 賢太郎	地域連携室 室長
神戸市民生委員児童委員協議会	北区民生委員児童委員協議会	市橋 祐子	会長
神戸市婦人団体協議会	北区連合婦人会	高尾 ひろ子	理事
神戸市歯科医師会	なりた歯科医院	成田 秀弥	理事
北区社会福祉協議会	北区社会福祉協議会	金子 麻理	事務局部長
神戸市	北区保健福祉部	後藤 やし靖	部長
神戸市	北神区役所	大石 かずひろ 和広	副区長

(事務局名簿)

氏名	役職
柿本 雅通	北区保健福祉部健康福祉課長
安田 育代	北神区役所保健福祉課長
岡村 辰宏	北区健康福祉課 係長
末永 千夏	北神区役所保健福祉課 係長
藤原 美幸	北区健康福祉課 担当係長
山沢 ゆち子	北神区役所保健福祉課 担当係長
吉野 遥香	北区健康福祉課
白水 有紀	北神区役所保健福祉課
丹 啓介	北神区役所保健福祉課

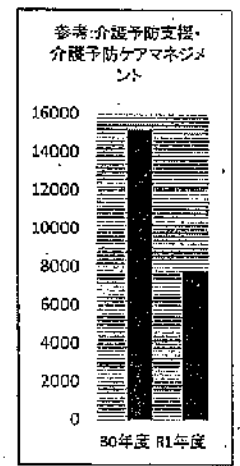
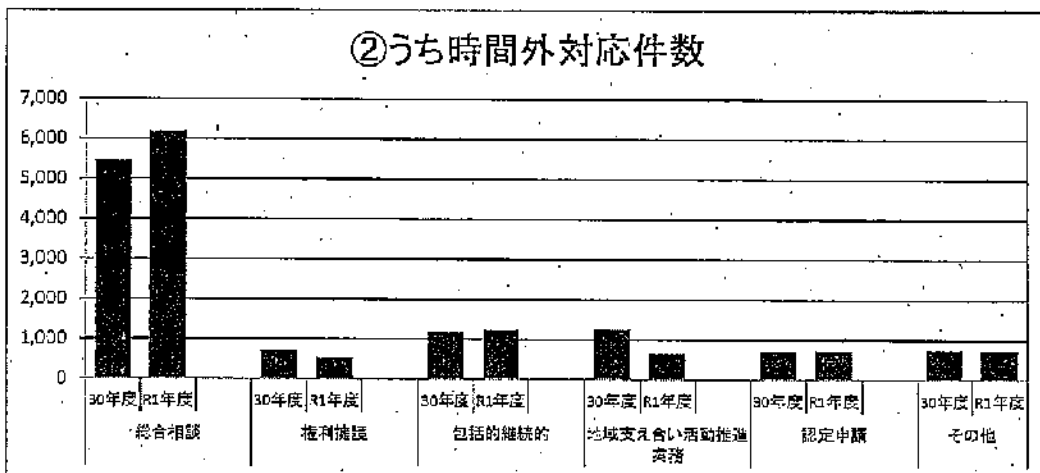
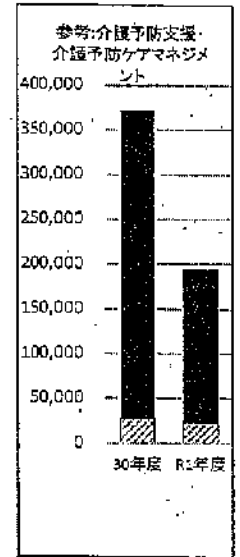
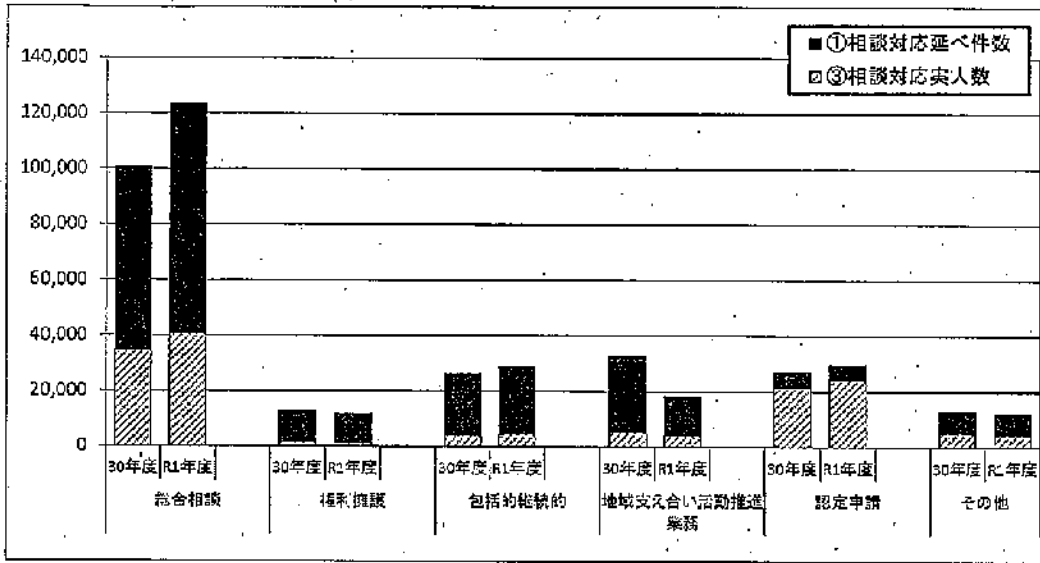
資 料 1

令和元年度 あんしんすこやかセンターの
運営状況について

令和元年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援						介護予防支援	優先相談				包括的継続的		地域支え合い活動推進業務		認定申請	その他	合計
	介護相談	入所退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応	総合相談支援	その他			
電話	42,726	5,426	10,814	7,374	1,579	117	120,459	1,063	128	8,208	224	11,150	7,680	5,535	4,306	7,283	281,673	
うち時間外対応	2,236	188	514	499	107	1	5,366	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,654	
来所	12,106	1,174	2,656	1,051	640	293	6,626	234	7	495	21	1,306	850	1,285	8,208	1,584	40,218	
うち時間外対応	855	83	155	69	54	16	274	15	0	39	0	88	39	25	275	94	2,082	
訪問	11,532	875	4,075	8,064	1,106	696	58,369	437	44	1,623	97	2,034	2,816	5,768	15,442	1,959	113,438	
うち時間外対応	480	26	155	311	54	31	1,636	9	3	83	3	68	107	152	285	70	3,491	
その他	2,925	508	1,678	3,198	322	32	10,841	263	27	1,973	64	1,407	1,313	5,535	1,844	1,267	33,317	
うち時間外対応	163	10	80	85	13	2	452	4	0	55	1	77	57	295	33	44	1,432	
①相談対応延べ件数	70,295	8,063	19,233	20,987	4,347	117	127,294	1,997	128	9,200	306	16,367	12,656	6,836	4,306	7,283	418,641	
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-4%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-4%	0%	-7%	-2%	
1圏域あたり(件)	931	104	246	269	49	14	2,491	26	3	115	6	210	162	232	382	155	5,367	
②うち時間外対応件数	3,731	308	814	974	228	90	17,800	56	5	400	13	660	676	374	173	745	17,829	
前年度比	-8%	14%	-	-12%	66%	56%	-49%	-41%	-76%	-21%	-36%	8%	-1%	-47%	1%	-3%	-28%	
1圏域あたり(件)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	8	7	9	9	10	230	
③相談対応実人数	4,166	2,302	6,630	6,630	1,779	109	22,332	390	136	651	218	3,345	1,051	6,935	2,413	4,313	118,641	
前年度比	-5%	13%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-29%	-14%	-8%	14%	5%	-2%	13%	-13%	-	
1圏域あたり(人)	310	32	60	65	23	12	286	5	0	8	3	48	13	51	310	55	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	68	50	45	3	15	181
受人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数	4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数	112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	341 件	-14.8%	4.4 件
	参加人数	1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数	648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数	8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数	7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数	3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数	5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数	9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数	3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数	3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数	1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数	1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数	2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数	3,400 人	-29.9%	43.8 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数	2,388 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数	68,226 件	-18.1%	874.7 件

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	全市
センター名:	

1. 相談対応要綱件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケア マネジメント	その他	合計		
	介護相談		認知症に 関する相談		緊急対応		介護保険 外サービス		福祉 相談						
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数					
電話	42,728	5,428	10,814	7,974	1,279	117	1,063	126	5,203	224	11,150	7,690	5,535	4,306	231,673
その他	2,233	189	514	498	107	1	28	3	209	12	432	372	201	142	10,954
来所	13,109	1,174	2,668	1,051	840	293	234	7	495	21	1,906	890	1,285	8,208	40,218
その他	855	83	155	86	54	10	15	0	39	0	88	30	26	276	2,062
訪問	11,532	876	4,075	8,094	1,106	606	437	44	1,520	97	2,034	2,316	5,785	15,442	113,433
その他	480	28	155	311	54	31	9	3	86	0	66	107	152	288	2,481
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32	283	27	1,973	84	1,407	1,313	5,530	1,844	33,317
その他	163	10	90	95	13	2	4	0	55	1	77	57	295	33	1,082
合計	70,297	6,060	19,223	20,897	3,847	1,128	1,997	204	8,200	406	16,397	12,890	18,193	23,090	410,641
その他	5,741	308	914	974	228	50	50	6	490	16	663	679	674	739	17,958
要人数	24,189	2,458	4,674	5,533	1,778	908	380	36	651	213	3,346	1,051	3,885	94,718	1,012,222

2. 苦情件数 (再掲)

センター	えがお の窓口	サービス 業務	介護保険 制度全般	その他	合計
蓮井	60	50	45	3	161
要人数	63	48	45	3	162

3. 広報啓発・緊急対応

広報啓発	回数	対象人数	要人数
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	7,977	85,315
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	回数	206,936	サービス担当者会議	回数	27,495
従来型	139	6,036	うち継続数	40	
節減型	81	3,710	うち新規数	16	
セルフ型	0	0	うち継続数	0	
介護予防支援	289	14,016	うち新規数	122	

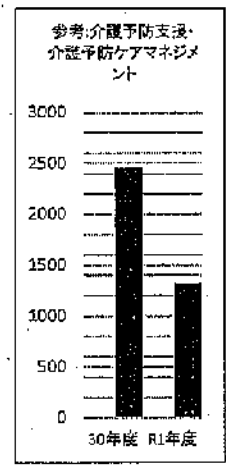
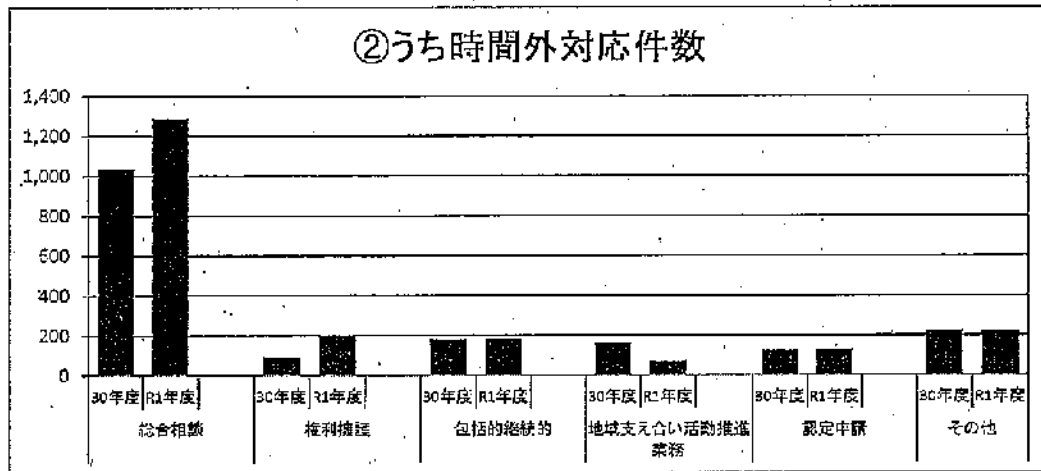
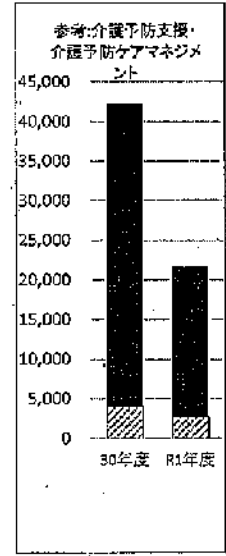
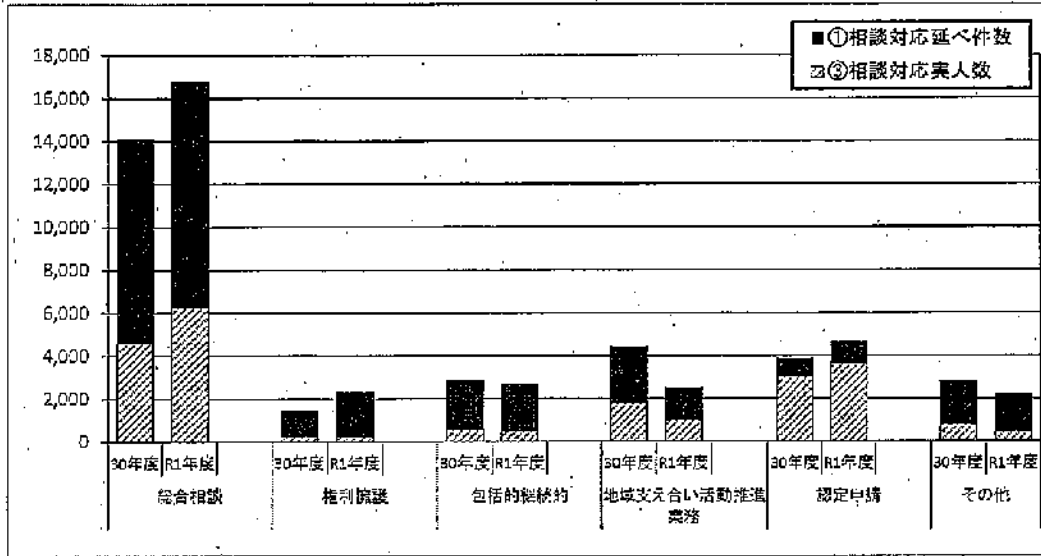
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	回数	参加人数	要人数
(内訳)協議体開設を有するもの	開催数	112		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	341	0	1,229
自センター主催の会議等	開催数	648	0	9,650
小規模支え合い連絡会	開催数	656	0	7,041
行政等主催の会議等	開催数	3,693	0	5,183
地域主催の会議等	開催数	6,550	0	9,480
ケアマネ等研修会	開催数	811	0	3,284
介護/フレッシュアップ	開催数	390	0	3,722
運営推進会議	開催数	332	0	1,340
研修	回数	2,137	0	3,400
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523	0	2,966
個別ケア対応に関する協議会との連携調整	件数	60,225		
(内訳)ケア協議会	開催数	1,783		

令和元年度 実績報告書(北区)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



項目	総合相談							権利擁護				包括的継続的				地域支え合い活動推進業務				認定申請				その他				合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	その他	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他			
電話	5,036	539	1,219	1,139	405	23	13,771	144	13	1,014	47	763	852	1,017	752	1,593	28,364											
うち時間外対応	427	39	98	101	67	0	860	5	0	93	1	31	105	35	45	171	2,183											
来所	1,828	145	340	276	202	32	6,258	40	1	89	8	132	84	85	1,327	164	5,371											
うち時間外対応	183	13	25	24	38	2	577	8	0	13	0	6	6	3	35	29	454											
訪問	1,649	100	378	2,029	259	07	5,224	59	2	277	23	255	239	889	2,252	240	14,962											
うち時間外対応	87	7	30	64	16	5	256	1	0	45	3	7	16	26	42	6	312											
その他	372	79	385	122	93	5	1,145	50	7	555	8	184	149	473	338	210	4,186											
うち時間外対応	26	3	26	9	4	0	48	0	0	27	0	10	3	12	8	16	187											
①相談対応延べ件数	13,771	1,223	2,222	3,544	1,069	23	21,755	243	13	1,935	58	1,341	1,323	1,527	1,669	2,201	23,893											
・前年度比	-8%	44%	-	12%	61%	44%	-49%	20%	-30%	81%	-16%	-4%	-9%	-44%	21%	-21%	-26%											
1圏域あたり(件)	891	66	232	367	88	18	2,177	29	2	184	8	134	132	247	487	221	5,289											
②うち時間外対応件数	1,736	62	157	170	120	5	3,247	14	0	153	3	54	39	57	130	22	3,428											
・前年度比	-9%	15%	-	15%	400%	600%	-46%	-35%	-10%	163%	100%	-18%	16%	-54%	2%	-2%	-20%											
1圏域あたり(件)	74	6	18	19	12	1	133	1	0	18	0	5	13	7	13	22	343											
③相談対応実人数	3,197	258	573	1,273	259	10	7,282	26	2	123	3	38	70	87	315	46	-											
・前年度比	-2%	36%	-	99%	40%	17%	-31%	5%	-3%	2%	-18%	6%	-41%	-4%	27%	-40%	-											
1圏域あたり(人)	320	28	54	177	36	12	276	8	0	12	4	39	10	98	366	47	-											

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加_4_

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
添付数	8	11	4	0	0	23
受人数	6	9	4	0	0	19

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	37,458 件	23.5%	3,745.8 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	29 件	-38.3%	2.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	24,772	3,616

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	28 件	-30.0%	2.8 件
	参加人数	560 人	-38.4%	56.0 人
	(内訳)協議体開催数	15 件	-34.8%	1.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	37 件	-24.5%	3.7 件
	参加人数	317 人	-21.7%	31.7 人
自センター主催の会議等	開催数	125 件	-27.7%	12.5 件
	参加人数	2,090 人	-15.8%	209.0 人
小地域支え合い連絡会	開催数	51 件	-31.1%	5.1 件
	参加人数	635 人	-5.8%	63.5 人
行政等主催の会議等	開催数	368 件	-7.5%	36.8 件
	参加職員数	512 人	-7.1%	51.2 人
地域主催の会議等	開催数	1,028 件	32.0%	102.8 件
	参加職員数	1,444 人	28.4%	144.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	57 件	-28.8%	5.7 件
	参加人数	814 人	-26.6%	81.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	52 件	-11.9%	5.2 件
	参加人数	511 人	-9.7%	51.1 人
運営推進会議	開催数	170 件	-17.9%	17.0 件
	参加職員数	179 人	-26.9%	17.9 人
研修	回数	268 件	-35.4%	26.8 件
	受講職員数	464 人	-36.7%	46.4 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	183 件	-	18.3 件
	参加職員数	320 人	-	32.0 人
他機関との連絡調整	件数	7,926 件	13.6%	792.6 件

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	05
センター名:	北区

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護支援員 ボランティア 数	合計					
	入所 通所相談		認知症に 関する相談		実証指導		介護相談 外出サービス		老人 チエック								
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数							
電話	5,086	639	1,219	1,139	405	23	13,771	144	13	1,014	47	700	892	1,017	762	1,589	26,364
出張訪問等	427	39	95	101	67	0	966	5	0	93	1	31	105	36	45	171	2,163
来所	1,023	145	340	276	202	32	925	40	1	89	6	132	84	95	1,327	164	5,371
出張訪問等	183	13	25	24	33	2	57	6	0	13	0	0	6	0	35	29	436
訪問	1,648	100	378	2,023	269	97	5,224	69	2	277	23	260	239	899	2,267	240	14,982
出張訪問等	97	7	30	54	10	5	256	1	0	46	3	7	16	26	42	6	912
その他	372	79	385	122	93	6	1,145	50	7	555	8	194	149	473	338	210	4,186
出張訪問等	29	3	26	9	4	0	48	0	0	27	0	10	5	12	8	16	197
合計	8,810	388	2,322	3,566	369	158	21,765	283	23	1,836	64	341	324	2,474	4,669	2,207	62,983
出張訪問等	738	42	177	189	120	7	327	15	0	176	4	54	132	74	130	222	3,425
来人数	3,197	286	643	1,771	359	117	2,782	78	4	123	37	390	101	978	3,655	469	14,907

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター スタッフが お困りの窓口	サービス事 務	介護相談 制度全般	その他	合計
延件数	8	11	4	0	23
来人数	6	9	4	0	19

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	3,076	対来人数	37,458
(内訳)介護予防等及啓 発に該当するもの	回数	700	対来人数	15,542
緊急対応件数(乗務対応等)	件数	20		

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	全活動のう ち対象数
従来型	1,000	26	974	0	12
簡易型	474	13	461	0	2
ゼロポイント型	1,000	0	0	0	0
介護予防支援	668	40	628	36	16
モニタリング	24,772	サービス担当者会議	回数	8,616	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	28	0	560
(内訳)取組体制整備に関するもの	開催数	15		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	37	0	317
目センター主催の会議等	会議数	126	0	2,090
小地域支え合い連絡会	開催数	51	0	635
行政等主催の会議等	会議数	388	0	512
地域主催の会議等	会議数	1,028	0	1,464
ケアマネ等研修等	開催数	57	0	814
介護リフレッシュ教室	開催数	62	0	611
運営推進会議	開催数	170	0	170
徒歩	回数	268	0	464
住民主体活動の従来支援	参加回数	180	0	330
個別ケース対応に際する他機関との連絡調整	件数	7,926		
(内訳)ケア会議	開催数	165		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	34
センター名:	道場あんしんすてやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援 サービスの提供	個別相談				合計			
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険 外サービス	就業 サポート	高齢者 虐待	消費者 被害		困難事例 対応	地域 交流会 活動	その他
総話	332	6	12	40	2	4	765	43	1	34	21	11	1475
うち訪問対応	4	1	0	5	0	0	94	2	0	9	0	1	120
うち訪問対応	52	1	0	3	0	0	12	4	0	3	0	0	118
うち訪問対応	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	99	0	7	16	3	5	225	15	0	12	6	2	618
うち訪問対応	6	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	22
その他	31	4	1	7	0	0	109	35	0	7	56	2	294
うち訪問対応	2	0	0	1	0	0	6	0	0	1	9	0	22
合計	514	11	26	77	5	9	1112	97	0	116	92	19	2,606
うち訪問対応	372	1	2	6	0	0	402	2	0	11	10	1	172
実人数	278	5	11	15	3	5	194	0	0	6	34	11	851

2. 苦情件数(再掲)

センター	スタッフが 気づいた 苦情	サービス 担当者 からの 苦情	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	実人数
(内報)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	276	2,665
緊急対応件数(事故対応等)	件数	276	2,665

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	33	0	33	0	0
従来型	40	0	40	0	0
簡易型	0	0	0	0	0
セル型	0	0	0	0	0
予防給付	109	3	106	0	1
モニタリング	2,109	サービス担当者会議	回数	323	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域交流会・活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催人数	参加人数
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数
小地域交流会連携会	開催数	0	参加人数
行政等主催の会議等	会議数	40	参加職員数
地学主催の会議等	会議数	141	参加職員数
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数
介護リフレックスタウン	開催数	5	参加人数
運営推進会議	開催数	1	参加職員数
研修	回数	20	参加職員数
住民主体活動の後方支援	参加回数	26	参加職員数
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	320	
(内数)ケース検討会	開催数	26	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	35
センター名:	ありのあんのしんりこやセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援 マホカさん	権利回復				困窮支援 あさ	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談 694	入所・ 退所相談 74	認知症に 関する相談 116	実践指導 41		介護保険 サービス 48	基本 ケアリスト 8	成不 後見制度 11	押置 3					
電話	50	4	9	4	0	284	2	0	0	0	75	79	14	3,693
来所	233	20	68	9	17	72	4	0	10	0	12	185	4	696
うち訪問	18	1	1	0	1	6	0	0	0	0	0	3	0	28
訪問	315	15	69	128	35	1,919	8	2	57	0	253	335	9	3,246
うち訪問	20	1	3	7	1	73	0	0	8	0	0	5	0	122
その他	33	4	6	6	2	215	0	1	21	1	33	12	2	372
うち訪問	1	0	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	8
合計	1,205	114	249	184	102	4,454	24	8	212	144	374	511	24	9,012
うち訪問	87	16	44	14	2	347	0	0	8	9	0	14	0	501
実人数	511	49	115	87	53	466	6	1	74	1	272	496	20	2,491

2. 苦情件数(再掲)

	センター	スタッフが 窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
事件数	0	2	0	0	0	2
実人数	0	2	0	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	79	1,654
緊急対応件数(事故対応等)	件数	7	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち総数	うち委託数	委託数うち 新規数
従来型	7	7	7	7	3
簡易型	90	3	93	93	1
セルフ型	0	0	0	0	3
介護予防支援	3	3	3	3	3
モニタリング	3,532	サービス担当者会議	回数	回数	510

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)協賛団体様を有するもの	開催数	0	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	16
自センター主催の会議等	開催数	5	39
小地域支え合い連絡会	開催数	7	102
行政等主催の会議等	会議数	40	74
地域主催の会議等	会議数	110	153
ケアマネ等研修会	開催数	8	42
介護リフレッシュ教室	開催数	5	44
運営推進会議	開催数	40	38
研修	回数	80	151
市民主体活動の協賛支援	参加回数	2	3
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	811	
(内数)ケース会議	開催数	14	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	36
センター名:	八多波河あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援 サービスの 提供状況	権利擁護				地域 交流 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 通所相談	認知症に 関する相談	基礎相談 外サービス		介護保険 外サービス	終末 ケアサービス	成年 被介護者	指配					高齢者 虐待
電話	175	80	41	39	0	0	419	0	9	14	38	102	124	1,200
うち時間外対応	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	6
来所	36	10	7	7	0	0	24	0	2	0	0	27	13	152
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	45	15	26	172	8	0	241	1	16	8	13	125	65	827
うち時間外対応	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	20	6	11	10	1	0	82	2	12	1	7	15	20	284
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	277	111	85	228	8	0	767	0	39	23	59	209	223	2,443
うち時間外対応	1	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
実人数	76	21	19	106	6	0	52	1	2	4	3	140	47	638

2. 告病情件数(再掲)

センター	えがけ の窓口	サービス 連携	介護保険 制度全般	その他	合計
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	5,054
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	2,340
緊急対応件数(事故対応等)	件数		

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち継続数	うち新規数	介護予防 サービスの 新規数	
従来型	14	0	0	0	
簡易型	10	0	0	0	
セリア型	0	0	0	0	
介護予防支援	0	2	0	0	
モニタリング	回数	1,287	サービス担当者数	回数	133

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	参加人数	64
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	5
自センター主催の会議等	開催数	10	参加人数	146
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	70
行政等主催の会議等	開催数	34	参加職員数	40
地域主催の会議等	開催数	133	参加職員数	193
ケアマネ等研修会	開催数	7	参加人数	47
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	25
運営推進会議	開催数		参加職員数	10
研修	回数	23	受講職員数	33
住民主体活動の後方支援	参加回数	32	参加職員数	35
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	458		
(内数)ケース検討会	開催数	15		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号: 37
センター名: 有馬あふれんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										小児発達支援 介護予防ケア マニピュレーション	権利回復	利用事例 別件	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入府・ 退所相談	認知症に 関する相談	支援把握	介護保険 外サービス	基本 サービスの 不足	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	274	59	42	148	12	0	922	0	374	7	173	162	15	120	88	2,386	
うち電話対応	28	4	3	12	0	0	56	0	51	0	9	29	1	11	14	217	
来所	127	15	20	28	7	5	86	2	21	1	34	20	19	118	24	502	
うち電話対応	0	1	2	1	0	0	5	0	3	0	0	2	0	3	0	21	
訪問	119	5	19	140	9	30	390	4	22	2	23	25	8	179	27	1,000	
うち電話対応	10	0	0	6	1	1	14	0	3	0	0	3	0	5	3	46	
その他	30	5	5	21	13	1	99	5	85	0	38	26	1	33	7	328	
うち電話対応	4	0	1	2	0	0	2	0	6	0	0	2	0	1	1	19	
合計	560	84	86	309	41	36	1,456	18	302	10	263	228	41	480	145	4,256	
うち電話対応	41	0	0	27	0	1	76	0	63	0	9	36	0	20	18	300	
要人数	243	38	50	185	23	34	280	7	21	3	100	15	22	312	70	1,384	

2. 苦情件数(再掲)

センター	元が の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	1
要人数	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	要人数
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	78	690
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスの 予防給付	回数	2,003	サービス担当者会議	回数	管理数		うち新規数		うち継続数		委託数のうち 新規数	
					種類	管理数	うち新規数	うち継続数	種類	管理数	うち新規数	うち継続数
従来型					6	6	0	6	0	0	0	0
簡易型					41	41	0	41	0	0	0	0
セルフ型					0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援					136	136	0	136	0	0	0	0
モニタリング												381

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	9
(内数)協議休職者を含むもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	15	参加人数	80
小地域支え合い連絡会	開催数	0	参加人数	76
行政等主催の会議等	会議数	42	参加職員数	52
地域主催の会議等	会議数	128	参加職員数	191
ケアマネ等研修会	開催数	7	参加人数	57
介護リフレックション教室	開催数	6	参加人数	49
運営推進会議	開催数		参加職員数	9
初修	回数	29	受講職員数	42
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	参加職員数	11
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,500		
(内数)ケース検討会	開催数	22		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	38
センター名:	谷上あゆみんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防 支援 相談 件数	介護予防 支援 相談 人数	地域支援				地域 支援 活動 回数	認定 言語 聴覚 障害 者 数	その他	合計	
	介護相談	入所・ 通所相談	認知症に 関する相談	緊急出展			介護相談 外リーダ 支援	介護相談 外リーダ 支援	高齢者 虐待	消費者 被害					40歳前・40歳前 ケアマネ以外 対応
電話	427	4	19	22	0	857	1	0	3	26	37	119	0	1	1,562
35歳前対応	20	0	3	1	0	15	0	0	0	1	0	0	0	0	40
来所	177	4	17	0	3	20	1	0	0	3	12	1	156	1	397
35歳前対応	20	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	28
閉鎖	126	0	0	286	26	578	3	0	4	9	45	25	205	3	1,429
35歳前対応	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	3	0	11
その他	20	0	1	7	0	110	0	0	0	1	6	27	82	0	259
35歳前対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	790	8	45	321	62	1,074	5	0	7	39	70	172	623	5	3,847
35歳前対応	41	0	5	1	1	22	0	0	0	0	0	0	9	0	80
実人数	379	7	31	279	24	339	3	0	1	11	9	38	501	4	1,848

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがきの窓口	サービス課	介護保険 制度全般	その他	合計
2	0	1	0	0	3
2	0	1	0	0	3

3. 広報啓発 緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,204
(内訳)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	792
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち55歳未満	うち55歳以上	委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	10	2	8	30	0
従来型	10	2	8	30	0
簡易型	0	0	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	0	5	0	0	1
予防給付	0	0	0	0	0
モニタリング	2,280	サービス担当所委託	回数	422	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	54
(内訳)施設連携推進を行うもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	26	参加人数	814
小地域支え合い連絡会	開催数	0	参加人数	0
行政等主催の会議等	会議数	23	参加人数	39
地域主催の会議等	会議数	38	参加人数	70
ケアマネ等研修会	開催数	13	参加人数	288
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	19
運営推進会議	開催数	3	参加人数	30
閉鎖	回数	21	要請件数	24
住民主体活動の後方支援	参加回数	10	参加職員数	22
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	0		
(内訳)ケース検討会	開催数	5		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	39
センター名:	神戸北町あんさんずこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										小児予防ケア 相談対応件数 相談対応人数					
	介護相談		入居・退所相談		認知症に関する相談		支援把握		介護保険 サービス			その他 相談対応件数 相談対応人数				
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数						
電話	620	57	38	438	208	8	110	7	0	21	4	15	7	103	07	1,707
出張相談	88	9	3	42	50	0	14	0	0	2	0	0	0	13	4	228
来所	360	38	57	200	136	9	86	5	1	13	2	12	1	157	14	1,017
出張相談	59	4	2	21	29	1	11	0	0	0	0	0	0	5	0	132
訪問	339	35	16	212	88	14	48	7	0	18	1	34	7	149	25	1,183
出張相談	17	0	0	2	12	0	2	0	0	0	0	0	0	10	2	57
その他	04	43	8	28	57	1	38	0	1	8	2	11	7	10	4	304
出張相談	5	2	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	14
合計	1,110	178	120	679	484	33	278	15	2	60	5	72	22	348	100	4,375
出張相談	169	21	6	64	95	1	29	0	0	2	0	0	0	20	7	122
実人数	319	64	36	220	104	16	121	12	1	16	7	18	11	240	35	1,336

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター への苦情の窓口	サービス 担当者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	4	4	1	0	9
実人数	2	2	1	0	5

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発 第二課当り	22	609	609
緊急対応件数(乗務員等)	4	4	4

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規	うち継続	うち継続 かつ 新規	新規の うち 新規
従来型	51	3	3	0	0
高品質	0	-2	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	7	5	2	0	0
モニタリング	3,988	サービス担当者会議	回数	446	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)原簿体制推進に関するもの	開催数	7	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	230
自センター主催の会議等	会議数	5	112
小地域支え合い連絡会	開催数	6	76
行政等主催の会議等	会議数	27	30
地域主催の会議等	会議数	66	181
ケアマネ等研修会	開催数	8	312
介護リフレッシュ教室	開催数	6	52
運営推進会議	開催数	参加職員数	
研修	回数	21	23
住民主体活動の協力支援	参加回数	80	166
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	143	
(内数)ケース検討会	開催数	31	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	40
センター名:	北野南台あんしんケアセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

種別	総合相談支援										介護相談	電話	合計	
	総合相談支援				介護相談			その他						
	入所・退所相談	認知症に関する相談	高齢者虐待	介護保険・外しサービス	介護相談	高齢者虐待	介護保険・外しサービス	その他	高齢者虐待	介護保険・外しサービス				
電話	380	30	80	45	31	0	1,456	0	0	0	0	1,456	380	1,836
うち訪問対応	30	1	3	14	2	0	59	0	0	0	0	59	30	89
来所	108	15	32	7	13	1	44	0	0	0	0	44	108	152
うち訪問対応	9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	9	18
訪問	99	2	28	244	48	1	802	0	0	0	0	802	99	1,604
うち訪問対応	2	0	0	3	0	0	5	0	0	0	0	5	2	7
その他	15	3	12	6	1	1	75	0	0	0	0	75	15	90
うち訪問対応	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	4	0	4
合計	661	50	162	307	100	1	2,172	0	0	0	0	2,172	661	2,833
うち訪問対応	41	2	3	19	3	0	109	0	0	0	0	109	41	151
実人数	272	35	81	243	57	3	289	0	0	0	0	289	272	561

2. 苦情件数 (再掲)

センター	えが台の窓口	サ・ピ・ス課	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	4	1	0	6
実人数	1	4	1	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内訳) 介護予防啓発等に該当するもの	回数	10	617
緊急対応件数(事故対応等)	回数	12	335

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち廃止数	経過数のうち新規数
総合事業のリーゼのみ	61	4	57	0	3
予動給付	47	2	45	0	1
モニタリング	90	6	84	0	5
回数	707	サービ担当定数	回数	101	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	参加人数	合計
(内訳) 協議体機能を有するもの	開催数	回数	参加人数	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	回数	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	208
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	0
行政等主催の会議等	会議数	25	参加職員数	25
地域主催の会議等	会議数	8	参加職員数	12
ケアマネ等可参加	開催数	5	参加人数	18
介護リフレシェンク	開催数	4	参加人数	42
運営推進会議	開催数	21	参加職員数	33
研修	回数	21	参加職員数	30
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	参加職員数	30
個別ケアス対応に際する他機関との連絡調整	件数	281		
(内訳) ケース検討会	開催数	17		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	41
センター名:	福岡台あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケア マネジメント	合計		
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	養護施設 実働日数	介護保険 外サービス	基本 生活支援	成年 後援制度	高年齢 虐待	消費性 被害	身体的虐待 虐待被害			困難事例 対応	地域 支え合い 活動
定額	314	0	14	73	9	0	1,101	0	11	3	10	5	5	1,610
その他相談対応	21	0	2	7	3	0	124	0	1	0	0	0	0	1,605
来所	206	0	21	7	4	0	117	4	1	2	4	2	281	684
その他相談対応	14	0	2	1	0	0	19	0	0	0	0	0	0	39
訪問	116	2	12	242	10	1	478	11	0	2	38	10	281	1,200
その他相談対応	20	0	1	21	0	0	95	0	0	0	3	1	0	146
その他	4	0	4	2	0	0	15	0	2	0	2	1	0	36
その他相談対応	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4
合計	540	2	51	324	23	1	1,171	30	21	7	56	16	502	3,510
その他相談対応	56	0	5	28	3	0	211	2	0	0	3	1	0	354
実人数	428	1	35	203	21	1	487	13	13	6	7	14	833	1,924

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター への苦情 の窓口	サービス 担当者	介護施設 側担当者	その他	合計
累計数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	実人数
(内数)介護予防等及 それに該当するもの	回数	34	738
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
従来型	119	3	116	0	1
簡易型	4	0	4	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	280	3	277	0	1
合計	2598	サ-ビス担当者会議 回数	回数	回数	237

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2 参加人数	35
(内数)協議体機能発育するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数 11
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数 171
小地区支え合い連絡会	開催数	12	参加人数 203
行政等主催の会議等	会議数	25	参加職員数 37
地域主催の会議等	会議数	65	参加職員数 81
ケアマネ等研究会	開催数	1	参加人数 3
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数 98
運営推進会議	開催数		参加職員数 25
研修	回数	5	参加職員数 25
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数 4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	398	
(内数)ケース検討会	開催数	0	

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

43

センター番号: しあわせの村あんさんずこやかセンター
センター名:

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

センター	総合相談支援				小児発達支援 相談センター セッション	特別相談				成年 後見制度	特別相談			困難事例 対応	地域 交流会 活動	認定申請	その他	合計
	入所・ 通所相談	入所・ 通所相談 認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	指導	高齢者 虐待	要介護 措置		知識・経験 共有セッション							
電話	1,011	36	129	174	34	1	3,274	42	0	78	9	133	86	128	121	170	5,431	
出張相談	81	0	1	3	0	0	58	0	0	5	0	4	13	11	2	32	216	
来所	207	19	39	7	17	1	69	9	0	1	0	14	3	4	124	18	562	
出張相談	10	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	17	
訪問	266	14	87	615	19	3	1,184	15	0	14	5	55	30	121	218	48	2,690	
その他	2	0	1	5	0	0	3	0	0	0	2	0	0	2	0	1	17	
その他	58	6	20	30	3	0	300	27	0	53	4	83	31	146	30	102	918	
その他	8	0	1	1	0	0	5	0	0	2	0	8	2	3	1	10	41	
合計	1,850	125	275	725	78	5	4,827	32	0	146	18	204	146	309	613	335	9,519	
出張相談	101	2	4	15	0	0	67	0	0	7	2	12	15	10	3	18	280	
実人数	368	30	80	337	35	4	936	18	0	5	5	79	0	170	419	105	2,054	

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス 課	介護課 相談	その他	合計
案件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	437
緊急対応件数(車庫対応等)	件数	4	

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	右新着数	うち更新数	うち更新率	業務終了 更新数
従来型	3	3	3	100%	3
商品型	16	1	0	6%	0
セルフ型	0	0	0	0%	0
介護予防支援	17	6	6	100%	5
回数	2,178	サービス担当者会議	回数	288	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域交流活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2 参加人数	23
(内訳)協議体推進するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	7 参加人数	32
自センター主催の会議等	会議数	35 参加人数	404
小児発達交流会連絡会	開催数	0 参加人数	0
行政等主催の会議等	会議数	45 参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	115 参加職員数	162
ケアマネ研修会	開催数	5 参加人数	38
介護リフレッシュ教室	開催数	5 参加人数	42
運営推進会議	開催数	参加職員数	
研修	回数	12 参加職員数	17
住民主体活動の協力支援	参加回数	10 参加職員数	15
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	831	
(内訳)ケース検討会	開催数	14	

資 料 2

介護予防ケアマネジメント対象者が
要介護状態となった場合の取り扱いに
ついて

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（ ）

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。

2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

(本人との続柄

)

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

北区

(R1年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり		確認書なし											
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事業者決定(E)	一覽表提示による事業者決定(F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人拒否(H)	本人死亡(I)	入居中(J)	その他(K)	その他の理由					
													0	0	0	0	0
道場	54	6	48	25	52%	23	48%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ありの	82	15	67	49	73%	18	27%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八多淡河	33	5	28	12	43%	16	57%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有馬	63	18	45	39	87%	6	13%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
谷上	80	11	69	57	83%	12	17%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸北町	67	6	61	49	80%	12	20%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北鈴蘭台	82	16	66	58	88%	7	11%	1	2%	1	0	0	0	0	0	0	0
鈴蘭台	63	8	55	51	93%	4	7%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0
五葉	66	8	58	46	79%	12	21%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0
しあわせの村	57	3	54	50	93%	4	7%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	647	96	551	436	79%	114	21%	1	0.2%	1	0	0	0	0	0	0	0

資料 3

令和2年度あんしんすこやかセンター
事業計画について

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 34

あんしんすこやかセンター名：道場あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

各地域の特性が顕著で、それぞれの「事業計画」「チームアプローチ体制」を必要とする広域エリアを担当とするため、「公益的な機関」であることを中核に据えた体制として全エリアにおいて事業を推進します。業務の理念を理解し、連携・協働の体制を確立し業務を遂行します。昨年度より、土曜日開庁を行い、また、夜間においては、併設施設の連絡網やセンター専用携帯電話を活用し、常時対応を可能としています。

2. 職員の配置について

配置する職員は単に資格要件を満たすに留まることなく、四職種各々自らの責務に精通し、更なる研鑽が課せられていることを認識します。その職能集団をもって地域包括支援センターの役割・機能を追求し、明確にしていきます。介護予防支援事業所においては、介護保険要支援認定者の増加が見込まれるため、介護予防支援事業所に介護支援専門員3名（常勤1名、非常勤2名）、へと加配整備し、さらなる体制強化を図り、円滑な支援が提供できるよう心掛けます。

3. 総合相談支援業務について

専門職の特性を活かしながら、相互連携、協働することで「チーム」として遂行していく体制を確立するとともに、センターの役割について、高齢者に限らず各世代に幅広く周知・広報に努めます。さらにチームアプローチを実行するため、定期的（始業・終業時、週1回、月1回）または必要に応じて、情報共有・責任体制を明確にしなが、話し合いの場を設けています。

総合相談支援として、介護相談だけでなく、多様化している様々な内容の相談に対しても、適切な機関との協働・連携を図りながら、迅速・親切丁寧に、また臨機応変に対応し、信頼されるセンターを目指しています。

広域なエリアを担当していることから、来所相談に加え、訪問や定期巡回、昼食会や喫茶サロンを始めとする地域住民の集いの場などにも積極的に出向き、移動相談窓口としての機能を十分に発揮し、「地域に根付いたセンター」を目指します。

介護者支援については、定期的に介護リフレッシュ教室を開催し、対象者の方への広報や案内を積極的に行います。

4. 権利擁護業務について

高齢者の日常生活を支援する全過程において、権利を尊重する視点をもって取り組みます。高齢者を取り巻く権利侵害から課題分析し、「権利擁護機能」を十分に発揮できるように努めます。「虐待予防・防止」、「成年後見制度の活用」「消費者被害予防・防止」の視点をもって迅速に対応し、高齢者の権利確立を目指します。

権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害）啓発のため、地域住民や関係者に対して、周知・理解を深めるための学習会を企画・開催致します。

北神社会福祉士連絡会で作成した権利擁護に関するパンフレット（高齢者の権利を守る～支え合う地域を目指して～）を地域住民や関係者に対して配布し、広報啓発を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護・福祉・医療機関（隣接する他市も含め）等の社会資源の活用まで、包括的・総合的に支援できるセンターとしての役割機能を果たすため、機能強化に取り組みます。

多様化する高齢者の生活を包括的・継続的に支えていく役割を担うため、地域の様々な関係機関の連携強化に努め、適切な支援提供ができるよう働きかけます。

圏域内の介護支援専門員に対しては、開かれた相談窓口、信頼される相談窓口となるように努め、介護支援専門員からの要望があれば同行し、支援を行います。

圏域内・委託先の居宅介護支援事業所ケアマネジャーの相談や情報交換の機会に、社会資源の紹介を行い、ケアマネジメントの質の向上を目指します。

北神圏域 4 センター合同で、事業者懇談会を開催し、質の向上のための勉強会や連携強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防のさらなる普及啓発のため、地域特性に応じた介護予防の推進に努めます。

地域イベントや地域行事には積極的に出向いて、実態把握を行い、介護予防の普及啓発（地域団体等が主体となって運営できるように後方支援し、連携・協働で行うことができるよう）に努めます。各地域の地域行事（昼食会等）での介護予防普及啓発を企画し、地域のニーズや課題に沿った介護予防に関する取組を実施します。

介護予防ケアマネジメントについては理念や法令等を遵守し、本人だけでなく医療面や家族関係者、地域資源等、インフォーマルサービスも視野に入れ、高齢者の自立支援を目指して適切なサービス提供に繋がります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

サービスや支援が必要だが、公的福祉サービス、地域の見守り体制に繋がっていない高齢者、または地域の中で孤立、老々介護、認知症など支援を必要とする高齢者を地域で早期に発見し、専門的支援に繋げるため住民同士の関係づくりを支援します。

今年度も地域住民間で見守り支え合えるグループの立ち上げ支援、既存の住民主体活動グループの後方支援、広報活動を行うとともに、新たな対象者に機会あるごとに働きかけを行い、高齢者だけではなく、支援者自ら集めたいと思えるような居場所づくりを目指し、ボランティアの人材発掘、健康リーダー育成への後方支援を行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症になってもその人がその人らしく意思を尊重され、出来る限り住み慣れた地域でより良い環境のもと、自分らしく暮らし続けることが出来る地域社会の実現を目指します。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の基本理念のもと、認知症神戸モデルを地域への広報や、対象者の方へ説明・案内を積極的に行い、認知症に関する相談・支援を行います。

認知症への取り組みは、地域の自助・公助を最大限に活用し、介護と医療、そして地域が連携することが認知症の人の早期発見・早期解決につながると考え、引き続き関係機関

との連携強化に努めます。

認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター（医療機関）とも必要があれば、相談、会議等を通じて連携しながら、迅速な対応を行います。

9. 民生委員等地域との連携について

月 1 回各地域で開催される民生児童委員協議会の定例会に参加し、見守り活動の他、日ごろの地域支え合い活動の中での事例についての共有、対応方法など、地域とともに考えていける関係づくりをしています。

さらに、平素から地域行事等には積極的に参加することで、移動相談場所として地域からの連絡、相談を受けられる体制を作り、地域住民の困りごとを早期に受け止め、解決に向けて動けるよう、センターと地域の支援者で情報共有ができるようにしています。

10. 医療機関との連携について

当センター圏域の医療機関に対して、入退院時の円滑な支援や、地域の中で医療が必要な高齢者の早期発見・実態把握、そして高齢者の心身の健康維持に向けた支援が実現できるように努めます。

また、当センターの圏域は他市に隣接しているため、市内医療機関をはじめ、他市医療機関との連携にも努めます。

例年通り、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みの中で、介護・医療の連携（医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係者との関わり）を強化していくことで、認知症高齢者や要介護、医療が必要な高齢者が、より地域で暮らしやすい環境づくりに努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域の既存の社会資源に加え、新たな資源の発掘・連携に努めます。

さらに「地域ケア会議」等を通じて、事例検討や地域住民と協働しながら地域課題を明確にし、地域の社会資源・関係機関が相互に協力し合える関係づくりに努めます。

「みんなで支え合う地域の輪」（みんなで高齢者が暮らしやすいまちに～地域包括ケアシステムの構築にむけて～神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課 平成 27 年 3 月発行）の発展を目指し、地域ネットワークの構築・連携強化につながるよう働きかけます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について、あんしんすこやかセンター事業実施要領（公正・中立性の確保）を遵守します。そのうえでセンター事業の人員、設備及び運営に関する基準から公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援に至るまで、公正中立を確保するための禁止事項を遵守します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 35

あんしんすこやかセンター名： ありの

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

日中の職員配置に関しては、センターで相談を受け付ける職員を必ず配置し、訪問でも相談できる体制をとることで、地域住民からの相談に速やかに対応する。また、夜間の相談に関しては、同一法人が運営する特別養護老人ホームが電話の受付を行ない、緊急マニュアルに基づいて管理者へ連絡をするシステムを確立しており、24時間にわたる相談対応を継続して行なう。

2. 職員の配置について

職員間の連携を密にとり、それぞれの専門性や経験を活かしながら多種多様なチームアプローチを行なう体制を構築している。各個人で目標を立て、内部研修、外部研修および自主研修へ積極的に参加する。専門職としての知識、質の向上と均等化を図ると共に、センターにフィードバックして職員間で情報共有しスキルアップ、キャリアアップに努める。

3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して相談できる拠点となる事を目指し、当法人の済生会が掲げる「親切」・「丁寧」・「迅速」の心を旨として、相談者の立場に立った的確な対応が出来るように努めている。相談対応の質を高めるためにケース管理をシステム化し、継続性のある相談を心がけ、また、毎日、職員間でカンファレンスを行ない相談レベルやフォロー時期を明確化している。

各職種の専門性を活かした対応を行い、ケース状況に応じて複数体制での訪問を実施していく。

以前より取り組んでいた「出張相談会」は「集いの場」を活用した取り組みに代えており、引き続き、今年度も「集いの場」を身近な相談窓口として活用してもらえよう、広報の工夫や周知を行って地域住民に浸透するようにしていく。

4. 権利擁護業務について

H30年度より北神4センターで、社福士連絡会を3ヶ月に1回程度開催することとなり、情報交換の場として今後も継続していく。

高齢者虐待に対する意識付けのきっかけとなるように、虐待の勉強会などを通して啓発を継続する。消費者被害は、相談件数が少ないため、地域の集い場や各種会合等に参加した折に情報提供をすることを心がけ、相談窓口であることを広報・啓発し相談しやすい体制を整える。成年後見制度は、制度に関する理解を深めてもらうため北神4センターで作成したパンフレットを配布して、地域住民や圏域内のサービス事業所に対して積極的に支援できるよう働きかけを行う。

パンフレットを配布、地域で消費者被害が広がらないようにパンフレットを活用して意識付けを継続して行く。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今年度は北神ケアマネ連絡会の当番センター役として各センターと連携を図り、介護支援専門員に研修希望のアンケートを行ない、北神ケアマネ連絡会で勉強会を3回開催する。介護支援専門員同士が顔の見える関係作りに務め、現在抱えている事例を、センター職員に気軽に相談できる体制作りを行なう。介護支援専門員自ら困難事例に前向きに取り組めるように支援者支援を行う。また、4センター合同で主任介護支援専門員へ勉強会を企画し、主任介護支援専門員の質の向上を目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者のニーズに対して、介護サービスや多様な社会資源を結びつけるケアマネジメントを行なう。本人の身体状況の維持改善に資するように利用者本意による適切な介護保険サービス、他の保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービスが、総合的かつ効果的に提供されるようにする。また、居宅介護支援事業所に委託するケースについては介護予防プランの内容について、介護予防に資する具体的で明確な目標となっているか等、適切な助言・指導を行なう。

対象者のセルフケアや家族介護力など持てる力が発揮されるよう一層アセスメントを深めて地域にある（フレイル予防通所サービス・地域拠点型一般予防デイサービス等）、適切な支援を提供していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

住民同士が互いに支え合い、いくつになっても元気に安心して生活できる地域を目指し、積極的に地域に出向いて情報収集を行ない、地域の各関係団体との連携を密にする。

さらに、喫茶など地域における集い場が継続できるように、新たな担い手の発掘や集い場づくりについて支援していく。高齢者世帯、独居の方が万一の事態に備え安心して日々生活出来る様に、地域でのつながり、関係作りのきっかけとなり得る集い場を広く地域住民へ広報し、参加へ向け働きかけていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域診断のもと、住民への認知症理解の啓発のみならず、中学生を対象にした認知症サポーター研修を継続的に実施する事ができている。他の地域でも関係機関が行っている研修の後方支援を行っており、これらの取り組みを継続していく。

平成30年度より開始された「認知症声かけ訓練」は、「北神星和台」に対して取り組みを行なった。引き続き、地域特性を踏まえて必要な地域に対して働きかけを行い、継続的な取り組みとしていくと共に、さらに未実施地域である「有野台」に対し開催を検討していく。

また、早期の段階で認知症高齢者を把握できるよう「集いの場」を活用し、専門医への相談や受診がスムーズに行えるよう「神戸モデル」を浸透させ、「認知症サポーター」等との連携を深めて認知症高齢者や介護者が地域の中で孤立しないような支援に取り組んで行く。

認知症の相談に対しては個別の「地域ケア会議」を視野に入れて対応し住民主体のもと、地域住民がサポーターとなれるような町づくりを目指す。

「高齢者安心登録事業」については有効活用されるよう、総合相談や地域関係団体との交流の機会を通じて情報提供を行ない、地域住民が適切な支援を受けられるようにする。

9. 民生委員等地域との連携について

地域で行なわれている給食会や喫茶、行事等に積極的に参加し、地域関係者と顔の見える関係を築き、地域の意見や要望などの声が上がりにくい環境を作っていく。また、民生委員とは、高齢者見守り新規調査に同行し、年2回の小地域見守り連絡会開催を通じて、見守り活動をはじめ地域課題を共に考えていくことで、横の繋がりを強化していく。地域の支援活動に関心を持つサポーター等との交流の場を持ち、活動への思いを開き取り、地域での活躍に向けて支援していく。

重点地域の有野台においては、絆サポーターの役割が広く住民に浸透し、住民同士が意識し互いに見守りがし合える地域づくりを自治会等関係機関と一緒に取り組んでいく。また民生委員、友愛訪問ボランティアとは一人暮らしの高齢者に対して行ったアンケートの情報を共有することで、関係性を密にしていく。

10. 医療機関との連携について

当圏域では医師会主導で「地域包括ケア推進会議」が定期的に開催されるようになり、顔の見える関係を構築する事が出来ている。また、「在宅医療・介護連携支援センター」が開設されたことにより、研修会等への参加の機会も多く得られ、医療に関する知識の習得ができています。

介護予防マネジメントに於いては医療との連携が重視されて来ており、引き続き今後も意識的に取り組んでいく。

11. その他関係機関との連携について

運営推進会議への出席や、介護予防の委託ケースの関りなどを通じ、介護保険サービス事業所・施設との関係を日々構築していく。さらに、地域の集いの場に出向くことで当圏域での独自のニーズを汲み取る。

居宅介護支援事業所には、2ヶ月毎に開催している介護リフレッシュ教室への参加を促し、教室の活用を引き続き行う。

北神皇和台でのフレイル予防支援事業、有野台での認知症声かけ訓練等、地域の行事は催しを共に作る姿勢で参加してもらい、センターは地域との架け橋役として機能していく。

高齢者を支えるボランティア団体、コープや宅食業者のような協力事業所等と連携を深め、共に協力しあえる関係づくりに努める。

今後はインフォーマルの視点を重視し、介護保険では漏れるニーズのための地域資源を集約し整理を行う。これらを今後の相談者に対し、情報提供を行っていくことで、地域活性化をセンターとして目指す。今後益々、地域のインフォーマルサービスへの期待が高まるため地域力が必要となってくる。センターとしても「資源の発掘・創生」も視野に入れて支援していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

「あんしんすこやかセンター運営要綱」第5条及び「あんしんすこやかセンター事業実施要領」第7条に定められた項目を順守する為、市及び区の運営協議会の指導・助言を得ながら公正かつ中立性の確保に努め、利用者本位を尊重しながら業務に取り組む。また、センター内の会議において、定期的に職員間で公正・中立な業務についての確認作業を行ない、センター内での意識統一を図る。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 36

あんしんすこやかセンター名： 八多淡河あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターの運営方針・運営要領・業務に関するマニュアルの内容を全職員で確認し、理解して業務に取り組みます。祝日も営業し営業時間外は留守番電話で案内し、24時間携帯電話で連絡を取れる体制を整備します。個人情報保護法を遵守し、個人情報事務チェックリストにより定期的に業務の見直しを行い、書類や個人ファイルは施錠できる書庫で管理します。

2. 職員の配置について

あんしんすこやかセンターの機能強化や地域包括ケアシステム推進を目的とし、センター4職種でチームアプローチ体制を整え、それぞれの専門性を最大限発揮できるように職員配置を行います。また職員の質の向上を目的に研修会受講を促進し、研修を受けた職員はセンター内で復讐し、センター全体の知識向上できるように情報共有を行います。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な制度やサービスに繋ぎ、継続的な支援を行います。虐待や8050問題など世帯の複合的な課題を抱えるケースに対して、センター4職種で検討しチームアプローチを行います。住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を維持継続できるように自己決定を引き出す支援を行い、課題解決に向けて取り組みます。多様な相談内容に対して地域の特色を活かし、地域関係者や生活支援コーディネーター等と協働し我が事丸ごとの地域づくりに繋がります。

4. 権利擁護業務について

高齢者の権利に対して予防・早期発見・早期対応ができるよう啓発活動に努め、地域住民や関係機関が安心して相談できる窓口としての役割を果たして行きます。高齢者虐待に対しては予防を第一とし、必要な方に介護リフレッシュ教室の呼びかけも行います。事例に対しては行政、関係機関と連携し具体的な方針を定め対応を行います。消費者被害、成年後見制度についても、年々関心や必要性の声が高まってきており、民生委員をはじめ、地域住民へ向けて北神地区で作成したリーフレットの配布や勉強会を行い権利擁護全般の意識向上を図ります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

要支援・要介護状態になる前から重度認定者まで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが出来る様、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築を推進します。圏域のケアマネジャーや事業所からの相談や困りごとに対して、支援と振り返りを行います。個別地域ケア会議を実施し、圏域内での地域住民と各関係機関の連携を図り課題解決に向けて働きかけます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して自立支援と重度化予防に向けて、高齢者の意思を尊重した自己決定支援と尊厳の保持に取り組み適切な支援を行います。住民をはじめとした多様な主体によるインフォーマルサービスの導入や関係機関と協働し、高齢者の社会参加を促し、地域住民に介護予防（フレイル対策）への理解を深めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域の集い場やサロン、ふれあい給食会等に出向き、地域の現状や課題について積極的に情報収集を行うと共に広報啓発を行います。地域住民が主体的に運営する介護予防サロンや高齢者の居場所作りの立ち上げや運営の後方支援、フレイル予防に取り組みながらお互いに支え合う地域作りを行います。地域の住民が生き生きと暮らせる様つながり支え合いを支援します。

8. 認知症に関する取り組みについて

多世代の地域住民へ認知症の人にやさしいまちづくり条例普及啓発活動を行い、認知症初期集中チームとの連携を図り、認知症になっても暮らしやすい地域づくりができるよう取り組みます。経年的に実施している認知症サポーター養成講座を行い、次世代多世代に向け認知症の啓発活動を行います。今迄に育まれた地域の豊かな力がより広がり浸透するよう、地域住民と協力し声かけ訓練を実施してネットワークづくりに繋がります。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協定例会、関係団体の地域活動に積極的に参加し、高齢者が抱える課題の情報収集を行い早期発見・早期対応を図ります。地域の高齢者見守りの充実に向けて友愛訪問ボランティアと情報交換し、課題の共有を図ります。地域住民に向けて絆サポーターの参加を促し個々の見守りから住民同士で見守り支え合う体制を推進していきます。

10. 医療機関との連携について

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、地域の医療機関と積極的に情報を共有し多職種連携を図り顔の見える関係作りを進めていきます。地域で暮らす認知症や慢性疾患を待つ高齢者の増加、運転免許返納後の受診手段等の課題に向き合い、高齢者が病気になっても安心して生活できる地域づくりを目指します。

11. その他関係機関との連携について

地域住民、ボランティア、サービス事業所や圏域内の商業施設や医療機関、施設に訪問し、広報活動を行い、地域課題の検討やフィードバックする等情報交換を行っていくことで、顔の見える関係作りを構築し強化していきます。地域共生社会の実現に向け圏域内事業所の活動や地域貢献を理解して関係機関と連携のとれる体制づくりを図ります。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は運営方針・運営要領・実施要領など理解し、公的な相談窓口として公正中立な業務が行えるようセンター事業の人員、整備及び運営に関する基準を遵守します。また、利用者の自己決定を尊重し、支援に偏りがないように注意しながら業務を行います。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 37

あんしんすこやかセンター名： 有馬

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

開所時間帯は必ず職員が待機し相談体制を確保すると共に、夜間・休日においては転送先に設定した携帯電話を輪番制で持ち、24時間対応できる体制を継続します。平成30年度より土曜午後も開所しており、相談しやすい体制を維持します。

昨年度より事務所を新築移転し、独立した相談室を設けるなど、広く明るく地域住民の利用しやすいセンターとなりました。駅前の道路沿いに面した最高の立地条件を維持し、住民から好評を得ています。

運営要綱や業務マニュアル等について、常に業務に生かし適切な運用を図ります。関係団体や住民から得た地域情報をミーティング等にて全職員で協議し、地域の課題や職種ごとの課題に対して方針を共有し、全職員が専門性を活かして支援にあたります。

2. 職員の配置について

配置規程の4職種と、「ルームこもれば」に見守り推進員を配置します。また4職種の平均勤続年数は9.5年と長く、安定した職員配置を行い、体制を維持します。夏に事務員も配置しており、4職種がセンター業務に専念できる職員配置を常に維持できるよう、法人として継続して努力します。

3. 総合相談支援業務について

センターに寄せられたく相談に対して4職種の専門性を持って対応します。そのなかで、必要に応じてセンター内協議を行い、問題解決できるように支援していきます。また、定期的にミーティングを行い、職員間で情報共有を図ります。

そして、過去に受けた相談を経年で職員が把握できるように、相談内容を入力管理し、円滑に対応できるようデータ管理をしていきます。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待については、昨年に引き続き地域住民や事業者、ケアマネジャーを対象に、区内のあんしんすこやかセンターや保健センターと協力して作成した権利擁護啓発リーフレットを利用して、わかりやすい啓発に努めます。虐待事例については今年度改定された神戸市高齢者虐待対応の手引き（第3版）を読み込み、区や関係機関等と連携して適切に対処します。また、養護者支援の一環として、介護リフレッシュ教室では講師や経験者を招き、介護者の方々を精神的に支援します。

成年後見制度については、相談のあった場合にリーフレットを用いて説明し、成年後見支援センターや関係機関に繋ぐなど適切に対応します。また自治会等に働きかけ、講習会を開催し、将来に備える意識を啓発していきます。

消費者被害の予防については、地域の行事や会議に参加して最新情報を伝え、被害予防のパンフレット等を配布し、地域住民に注意喚起を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内にある居宅介護支援事業所に対し定期的に連絡をとり、介護支援専門員が相談しやすいセンターを目指します。

圏域内の介護支援専門員や委託先の居宅介護支援事業所とやりとりをしていく中で、普段の業務を行う上で何に困っているのかを聞き取り課題を把握していきます。その課題を反映できるような研修会やネットワーク構築のための交流会などを開催していきます。

センター行事の講師等に、介護サービス事業者を招くことによって地域課題を認識してもらい、課題解決の構築に向けた社会資源開発に協力してもらうよう努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

自治会会議や地域行事への参加、地域団体と連携した企画を通し、フレイル予防の啓発に努めます。更に行政や関係機関が主催する行事の情報を紹介し、地域住民が意識を高め理解を深める機会を増やしていきます。また、地域の集い場やフレイル予防支援事業を紹介し、住民自らがフレイル改善に向けて実践的に取り組めるよう支援していきます。

今年度より実施される「リハビリ専門職によるサービス利用者宅同行訪問」の積極的な活用、地域資源・インフォーマルサービスの提案により、自立支援に向けた適切なサービス選定・ケアプラン作成につながるよう努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

集い場等へ定期的に出向き課題やニーズの把握に努め、住民主体の活動が継続していけるよう支援していきます。また、定期的に行っているボランティア交流会を継続しながら、更なるグループ立ち上げの支援も行っていきます。更に、相談業務や地域支援活動を通じ、集い場等を知らない住民に対しても広報活動を行っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症「神戸モデル」や高齢者安心登録事業の啓発を継続し、認知症診断の受診も促し、対象者把握に努めながら登録を推進します。更に圏域内の居宅介護支援専門員に対象者の登録を促します。また、MCIと診断された方に対するフレイル改善通所サービス利用の制度も積極的に活用していきます。

認知症初期集中支援チームとの連携強化を図り、本人・家族が安心して暮らせるよう認知症支援に取り組んでいきます。

介護リフレッシュ教室では「男性介護者の集い」を継続し、圏域内の介護家族者を卒業した男性を講師に迎え、共通する悩みや気持ちの共有・経験に基づく助言により男性介護者の孤立を防ぐ機会を提供していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の定例会、小地域支え合い連絡会にて意見交換を行いながら、相談を受けやすい環境を作ります。高齢化率が増加する一方、民生委員の欠員もあり見守り活動の負担が増す中、情報提供及び迅速な対応を行うことで、連携の強化に努めていきます。高齢者見守り調査の時期には、

見守り対象者の現状や地域との関わり等の把握も兼ね、出来る限り民生委員と同行訪問を行います。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関と積極的な連携を継続し、顔の見える関係性を維持していきます。

総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務においては報告・相談を細やかに行ない、主治医と連携しながらより良い支援に繋がるよう努めます。

医療介護サポートセンターの研修や地域包括ケア推進総括協議会のブロック会議へ定期的に参加し、医療と介護の多職種連携を強化します。

11. その他関係機関との連携について

センター周知を目的に自治会定例会に出向き新役員へ挨拶を行っていきます。毎年続けていくことで、多くの住民に知ってもらう機会となっています。

昨年度、自治会との関わりが希薄な高齢者向けマンションの管理組合と連携し、介護保険についての講習会を開催したことで、マンション内の課題や管理組合の取り組みを把握することができました。それを踏まえ、管理組合がその他の見守り組織との連携を深められるよう支援していきます。

少子高齢化が進む地域が、自ら発足した“未来のまちづくり”の活動を見守りながら、必要に応じて連携していきます。

住民が安心して暮らしていくために、児童、障害、高齢者を支援している様々な関係機関と連携していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター業務を行う上で、あんしんすこやかセンター運営方針・運営要領・事業実施要領を遵守し、高齢者サービスが理由なく特定の種類や特定のサービス事業者に偏ることがないように、公正・中立な立場で情報提供を行うことに努めます。また、利用者が複数のなかから選択できるよう説明を尽くします。

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号(2桁): 38

あんしんすこやかセンター名: 谷上あんしんすこやかセンター

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

おおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族、地域住民に対する相談窓口です。

開設時間は平日 9:00~17:00 土日 9:00~12:00 です。

時間外は電話転送にて対応します。

当センターは、センター職員が訪問等で外出する場合において、センターに必ずセンター職員 1 名が待機、相談窓口および電話対応できる体制をとっております。緊急時の対応に關しまして、管理者に連絡、必要関係機関に連携を要請し、情報の共有化を図り、解決に向けて支援いたします。

2. 職員の配置について

センター職員は

- ① 保健師、看護師 1 名
- ② 社会福祉士 3 名
- ③ 主任介護支援専門員 1 名
- ④ 地域支え合い推進員 1 名
- ⑤ 見守り推進員 1 名
- ⑥ その他の職員(ケアプランナー) 2 名

それぞれ配置し、すべての職種について専従とし、資格・経験年数(前任経験含む)を考慮し、福祉職として誠実、熱意とやさしさをもって職員で、『チームアプローチ』を実施する体制を構築、維持します。

3. 総合相談支援業務について

あんしんすこやかセンター総合相談業務として

- ① 地域におけるネットワーク構築業務
- ② 総合相談業務

① 地域の高齢者、家族、保健、福祉、医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携協力し、さらなるネットワークの拡大、構築を目指します。具体的には、積極的に地域に出向き、定期的に各団体の会合等に参加し、介護予防に関する啓発活動をおこないます。

- ② 高齢者の見守り調査等、実態を把握し、センターの広報に努め、センターを身近な存在と感じていただき、地域から相談しやすいセンターを目指します。

初期段階の相談対応により、関連施策に関する情報提供、関係機関、福祉、医療との継続的専門的相談、総合支援につながるよう目指します。

4. 権利擁護業務について

「誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することができることを実現する」ことを目標にし、地域住民の方々に認知症に対する理解や権利擁護への関心を深め、理解して頂けるようリーフレットを活用し引き続き広報します。高齢者が困難な状況にある場合、個人の権利や生きることへの尊厳、虐待防止の早期発見及び消費者被害防止の啓発や早期対応を行い、専門性と職業倫理に基づいた支援を目指します。

今年度も、身近な圏域内のケアマネジャーや、地域の高齢者の集まりに参加し広報していきます。年金支給日に金融機関前でパンフレットを用い直接高齢者にチラシを配布し注意喚起します。また、万が一被害が発生した際には、他の地域の方々にも情報提供できるように神戸市消費生活センターに速やかに報告し、地域住民に情報提供していきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、ケアマネジメント提供に際して個々の介護支援専門員が個別に様々な機関と連携を図るだけでなく、市町村が実施する保健・医療の福祉サービス、地域のボランティア活動やインフォーマルサービスなど、他職種・他機関が個々の高齢者の状況や変化に応じて、フォローアップしていけるネットワークを構築し、包括的・継続的に支えていくことを目指します。引き続き、ネットワーク拡大する事を目的に、地域のケアマネジャーを対象とした交流会を概ね月に1回開催します。

そこで、ケアマネジャー同士の関係を深め、情報交換や、ケアマネジャーの資質向上を目指していく研修等を開催していきます。地域のケアマネジャーが抱えている困難事例と一緒に考え事例検討会を定期的で開催していきます。

地域の中には高齢化率が全国平均より高い地域があり、医療の必要性の高い高齢者が増加の傾向にあります。医療職の方々に依頼し勉強会を続けていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

できる限り自宅で自立した生活を営めるよう支援します。介護が必要な状態にならないよう予防し、介護が必要となった場合においても、その方の能力に応じて自立した生活を営んでいただけるよう能力の保持・向上を効率的、継続的に支援します。

地域のインフォーマルサービスを積極的に取り入れその人らしい自立した生活が送れるようにします。

7. 地域支えあい活動推進事業

高齢者が健康で慣れ親しんだ地域で安心して生活ができるよう地域の方々が地域の現状を理解し、住民同士での支えあい活動の必要性を理解していただけるようにします。

まず、地域に既存する地域資源について以前作成した資源一覧表を再度見直し、整理と確認をしていきます。

A 地区の一部で高齢化に伴い、集いの場に参加困難な方が多い現状があり、地域資源を見直し、地域の方々と一緒に考え理解を深めていきます。

今年度も B 地区の高齢者の為の介護予防活動ができる場である喫茶の参加拡大と運営がスムーズに行えるよう後方支援に努めます。

昨年度は C 地区、D 地区を中心に定期的にフレイル予防教室を開催し、毎回15名以上の方が参加し、住民の健康に関する意識の向上に努めていきました。

参加者にアンケートを取り、フレイル予防教室を続けてほしい、今後もフレイル予防に取り

組みたい。との声を聴くことができました。今年度も引き続き、毎月開催し、教室が住民主体となるよう基盤づくりをします。

また、地域の方々に情報をすぐに提示できる体制を構築し、地域のニーズに答えていきます。E地区のシルバーハウジングにおける高齢者見守り事業とルーム活動と情報共有していきながら見守りしていきます。

8. 認知症に関する取組について

高齢者人口の増加に伴い、認知症が身近な問題としてとらえられるようになりました。

認知症の方にやさしい街づくり条例が施行され、それに伴い、各地域で神戸モデルの広報や、認知症予防活動の取り組みを実施しました。参加者より予防活動に大変興味を持っていただけた。引き続き、数回/年実施していきます。

前年度に続き、B地区の中学校で認知症サポーター養成講座を開催する予定でしたが、コロナの影響もあり開催することができませんでした。引き続き今まで積みあげてきたネットワークを大切に、開催できるよう働きかけていきます。

昨年度B地区に続きE地区でも防災訓練の中で認知症高齢者声掛け訓練を実施することができたので、今年度も引き続き実施していきます。

昨年度、E地区で地域ケア会議を開催し、認知症高齢者、認知症高齢ドライバーに伴い、移動手段等の問題が上がりました。今年度は具体的な解決に向けて地域ケア会議を開催します。認知症高齢者に対する地域の見守りの必要性や、認知症の理解を深める活動をしていきます。認知症の相談に来られたら、適切な対応が取れるようにし、早期発見、治療に結び付けられる体制作りをします。

9. 民生委員等地域との連携について

地域支えあい推進員を中心に、民生委員やボランティアと連携して地域住民の安否確認、話し相手等の見守り活動の支援を行います。

また、E市当住宅内のあんしんすこやかルームも引き続き、民生委員やボランティアと連携を深めていきます。具体的には、2~3ヶ月に1回の割合で連絡会を開催し、情報交換を行います。

団塊世代の多いG地区は地域の強みである老人会や地域活動に引き続き定期的に参加し介護予防活動をしていきます。

10. 医療機関との連携について

必要時に積極的にかかりつけ医との情報交換を行い、関係機関との連携をとることで、高齢者の介護予防に役立て、安心な生活を支援すると共に、緊急時の受診や入院相談についても、医療サービスの提供を高齢者が迅速に受けられるよう支援します。

地域包括ケアシステムの構築に向けて医療機関や病院地域連携室との連携を強め適切な医療や在宅療養サービスを受けられるよう活動します。

北区地域包括ケア総括協議会に参加し、医療機関と連携し、地域の高齢者の医療に対する困りごとの解決を目指します。

1.1. その他関係機関との連携について

市町村、サービス事業所、主治医、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス等と連携します。既存の社会資源を地域のニーズに応じて有効に改善、開発、利用し、維持継続に取り組むよう「地域のネットワーク」のより一層の構築を目指します。また、小地域会等を通じて地域内での連携を強めていきます。

今年度、事例検討会を開催し、事例を集積、分析します。個別課題の地域ケア会議の開催に向けて、地域のケアマネジャーからも情報を収集していきます。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立」「利用者による選択（自己決定）」を職員全員に周知徹底し、特定の種類または（特に併設サービス事業所）サービス事業所等のサービスを優先してケアプランに位置づけることのないよう、自覚と責任、誇りを持って業務に取り組むよう指導、研修、確認を実施いたします。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：39

あんしんすこやかセンター名：神戸北町あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者やその家族をはじめ地域の皆様が、気軽にセンターに相談をしていただくことで、早期介入ができ、結果、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにします。そのためには、圏域内の高齢者だけでなく、地域住民の皆さまに、センターの存在や役割を知っていただけるようにします。具体的には、平均3000人/日が利用するショッピングセンター内に開設しております。就労しているご家族が立ち寄りしやすくするために、年始（1/1～1/3）を除く、祝祭日や土日の開所をしています。地域の様々な行事等に参加し「みんなが知っているセンター」を目指します。時間外においても、センター管理者に電話転送をすることで、24時間対応の体制およびワンストップサービスを提供できるようにしています。

2. 職員の配置について

センター4職種5名を確実に配置いたします。現在は、保健師1名 看護師1名 社会福祉士1名 主任介護支援専門員1名 地域支え合い推進員1名を配置しております。さらに増え続ける消費者被害、成年後見制度の相談、高齢者虐待に対応ができるよう、社会福祉士0.5人加配配置を致します。また、圏域内にある大規模公営住宅 A市営住宅では、あんしんすこやかルームを拠点に見守り推進員（高齢世帯生活援助員）1名を配置します。

3. 総合相談支援業務について

気軽にセンターに相談できるよう、地域で高齢者の集いの場や、地域行事などのイベントなどに参加し、センターの役割、活動内容を説明し知名度を上げていけるよう行動していきます。また相談内容を聞き次第、適正な助言もしくは関係機関に連絡をとり、利用者の要望に沿えるようにしていきます。その相談内容をもとに地域の課題や特色について理解を深めて、その情報をもとに集い場の構築など地域に還元していきます。

4. 権利擁護業務について

消費者被害について、引き続き高齢者の集いの場や、自治会、金融機関と協力し地域での回覧や年金支給日にチラシの配布等を用いて啓発活動に努めます。また報告があった際には迅速に警察、消費者センター等関係機関に連絡をしていきます。

成年後見制度について、相談のほとんどが介護支援専門員で、本人もしくはご家族からの相談は少ない現状にあります。まだ成年後見制度の認知度が足りていないそのため、集いの場や友愛ボランティア交流会等で支援者側への広報を行っていきます。

高齢者虐待について引き続き友愛ボランティア交流会などで住民の理解を深めていき、虐待疑いがあった際には事実確認の訪問や関係機関との確認を迅速に行い、高齢者と養護者の双方を支援できるよう努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内の主任介護支援専門員と協働し事例検討会を年1回は開催します。ケアマネジメントの要となる介護支援専門員が事業所を越えて同じ事例について検討、意見交換を行うことで圏域内での協力や困難事例等をセンターに相談しやすい環境を整えていきます。

また、圏域内事業所と民生委員合同の連絡会を開催し、それぞれの立場で利用者を支えていることが理解でき連携することで、介護保険の枠を超えた支援体制の構築につながります。

多様な社会資源の情報を「ケアマネダイヤル表」「つどい場マップ」を年1回更新して地域の事業所に配布して活用できるように支援していきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防・重度化防止に向けた自立支援の取り組みについてセンター内では月1回適切なケアマネジメントが提供できるように会議を開催します。また圏域内事業所ケアマネジャーに対して年1回事業所連絡会を開催し介護予防事業等の情報共有、情報交換を行い多面的な視点で自立支援に取り組めるようにしていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・現在開催されている健康教室について、それぞれが安定して継続開催できるよう、課題の抽出や情報共有の場を設けます。

特に平成元年に建てられたB地区マンションにおいては450戸大規模マンションであり、ここ5年で高齢化率も5%上昇しています。地域福祉センターまでは800mの坂道があり、タクシーを乗り合わせての利用が必要な場合があります。まずフレイル予防支援事業実施し、定期的な介護予防を目的とした集い場づくりを地域住民や隣接する医療機関・介護保険関係機関と協力して開催し、地域の高齢者が介護予防の取り組みができるようにいたします。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度は、圏域全体で地域ケア会議を開催し、オレンジチームの活動を理解するとともに、認知症の早期発見・対応を「地域」「専門職種」のそれぞれの立場で検討することができました。

今年度は、さらに、認知症高齢者を「地域」「専門職種」が個々に支援をしている状況から方向性を全員で決め、役割分担をすることで、住み慣れた自宅での生活を少しでも長く継続できるように、事例検討を通じて考える機会をもつことで、実践につながるようにしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

平成31年度より、センターに相談後、サービスにつながるまで至っていなかった高齢者について抽出を行い、定期訪問を行う等フォローの機会を設けた結果、民生委員や友愛ボランティアからの情報がきっかけで解決につながったケースがありました。民生委員とは年3回の小地域支え合い連絡会を通して情報の共有化を図ってきていますが、友愛ボランティアグループとは年に1回、数グループ単位での開催を目安に情報共有を行っています。今年度は小単位で開催することでより気軽に相談できる関係づくりや地域の課題について早期に介入、解決できるよう交流会を実施します。

10. 医療機関との連携について

高齢者や支援の必要な方が、薬を適切に内服できていないなど、支援者間で共有した方がよいと思われる事由が発生したときに、R2年より使用開始となった「北区お薬気づきシート」を使用

し、関係機関で迅速に情報共有や相談ができるよう努めていきます。医療機関や薬局とも気軽に情報共有できるため、地域で暮らす高齢者がより安心して過ごせるようなネットワークづくりにも役立たせたいと思います。

1 1. その他関係機関との連携について

高齢者の生活課題を解決する上で、警察・消防 高齢者の見守り事業の協力事業者をはじめ金融機関・コンビニエンスストア等と、情報交換や相互理解を行ない、連携しやすい関係性を構築していきます。また、センターの機能を関係機関に理解をしていただくことで課題の早期発見、早期対応につなげます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

年度当初、新しく職員が配置時には、必ずあんしんすこやかセンターの運営方針・運営要綱・実施要領・業務に対するマニュアルを確認し業務を行うようにします。

指定居宅支援事業所の選定をはじめ介護サービスの事業所の選定にあたっては、介護サービス事業者ガイドブック・ハートページ等を活用し選定できるよう公正中立な運営方法を遵守します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 40

あんしんすこやかセンター名：北鈴蘭台あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について
 - ・職員の出勤体制は月曜日から土曜日（祝祭日を含む）の午前8時45分から午後5時15分とする。時間外については、職員で輪番体制を整え、携帯電話で常時連絡が取れるようにする。
 - ・虐待事例や困難事例の対応について、センター内で情報共有に努め、各関係機関と連携し、支援体制を整える。
 - ・個人情報取り扱い事務について、現任職員や新任職員が周知できるよう、チェックリストを用いて定期的実施する。また、各職員年2回は個人情報保護についての研修を受講する。
 - ・安否確認の緊急出動時の対応方法について、センター内で勉強会や事例の振り返りを行い、各職員が対応できる体制を整える。
2. 職員の配置について
 - ・4職種と見守り推進員を配置し、密な連携にて情報共有を図り、業務を遂行する。
 - ・ケアプランナーや新規配置の職員も含めて、各職員が専門職員の役割を理解し協働できるよう専門職として自覚し、スキルアップを目指す。
3. 総合相談支援業務について
 - ・継続的に支援が必要な方に対して適切な支援が行えるようにセンター内で情報共有を行い、支援が途切れないように実施する。毎朝の共有時間を取り職員間での連携を図る。又、地域内外の関係機関とのネットワークを活かして情報共有、連携をスムーズに図ることができるようにする。
 - ・あんしんすこやかルームは、住民により身近な場所での相談窓口として、気軽に早期に相談できる機能を果たす。4職種と共有しながら地域の課題を考えていく。広報活動を引き続き行いながら、総合相談支援に繋げていく。
4. 権利擁護業務について
 - ・高齢者のつどいの場（給食会・老人会・地域拠点型一般介護予防事業等）でセンターが虐待や消費者被害、成年後見制度の相談窓口となっていることを認識してもらえるようにリーフレットを活用した啓発活動を行う。又、高齢化率の低い圏域においても広報活動を行い、早期に相談に繋がられるようにする。
 - 又、消費者被害については、警察、行政との連携を図り、被害の拡大を防ぐ。
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
 - ・高齢者が地域において自立した生活が営めるように、保健・医療・福祉関係者との連携と情

報共有に努めエリア内のケアマネジャーとの勉強会等を開催し地域包括ケアシステムを構築する。

- ・各地域の取り組みについては、地域住民と共に地域作りに取り組んでいく。
- ・介護支援専門員の相談に対しては個別に対応し、後方支援を行う。また、困難事例などについては必要時に同行訪問を行い、継続的な支援をする。居宅介護支援事業所のケアマネジャーが個別の地域ケア会議やケース検討会議に企画運営から主体的に参加できるよう意識付けを行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・日頃からケアマネジメントについて職員間で情報共有や勉強会などを実施し、職員のスキルアップを目指す。
- ・地域住民へ介護予防・フレイル予防や感染予防、健康増進に役立つように、感染予防拡大などを勧誘しながら、介護予防普及啓発活動を行う。
- ・新型の感染症予防について、個別ケースから注意喚起を実施していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員児童委員や友愛訪問ボランティアと連携しながら、地域住民間で見守りができるコミュニティづくりを進めるとともに、見守り活動の対象者が介護や支援が必要となった場合に速やかな対応・連携を図り、地域で自分らしい暮らしが維持できるよう支援を行う。
- ・民生委員児童委員協議会以外の自治会・老人会・自助グループ団体が感じている課題や意見を収集する。
- ・地域支援者と共に地域における課題が共有出来るようにして、さらに地域力の向上を目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーター養成講座の実施や実施団体の後方支援を継続的に行っていく。
- ・地域から「認知症の人も参加させたい」との要望が昨年度同様挙がっている為、認知症本人も参加できるような会を企画運営や後方支援に取り組んでいく。
- ・認知症高齢者の養護者への支援として介護リフレッシュ教室を実施する。居宅介護支援事業所へ広報を行い、住民のみならずケアマネジャーの養護者支援の一つとなるよう支援を行う。また開催時には家族が少しでも精神的負担の軽減が図れるように運営を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・見守り対象者に関する情報の共有、同行訪問を実施し、センターの周知と高齢者に役立つ生活情報を提供し、見守り対象者がフォーマル及びインフォーマルサービス等を必要とする場合に速やかな対応を図る。
- ・圏域内の民生委員児童委員や友愛訪問ボランティア、居宅介護支援事業所と顔と顔が見える関係の構築、相互理解・連携を図り、地域で高齢者を支える体制の強化に努める。個別の地域ケア会議につなげるケースがあれば、連携を行う。

10. 医療機関との連携について

- ・日頃から個別のケースを通し、医療機関と連携を図っていく。

- ・地域包括ケアシステム構築の為に医療介護サポートセンターとの連携を図る。また、医療機関も地域に参加していけるよう地域につながる機会を支援する。
- ・ブロック会議で顔の見える関係作りを行い課題を共有する。

1.1. その他関係機関との連携について

- ・警察・消防・銀行・郵便局・NPO法人・社会福祉施設・幼稚園・小学校・看護学校・新聞店・居宅介護支援事業所・サービス事業所・店舗等と連携を図り、さらに強いネットワークの構築を目指す。昨年度、新たに関係を築く事ができた機関とは継続的に連携が図れるようにする。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・相談対応時においては、利用者や家族の希望を確認している。又、各事業所への対応は地域包括支援センターとして公正かつ中立な立場からの対応が図れるように実施する。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 41

あんしんすこやかセンター名： 鈴蘭台あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

運営方針や要綱を職員が理解し、実行していきます。毎朝のミーティングや月に3回の定例会議により職員間で情報共有を密にし、共通の認識を持ったチームアプローチを心がけます。

24時間の相談体制を確保し、月～土の8時45分～17時15分には職員が常時1名在籍し対応します。その他の夜間、休日は転送電話で携帯に転送にて相談受付や支援ができる体制で運営します。

個人情報についても法令を遵守し書類の保管や破棄・関係機関への情報提供などに職員が共通の認識・対応で管理します。

2. 職員の配置について

資格・職歴に配慮し地域包括支援センター業務に適した職員を配置するとともに、各種研修会への参加の機会を確保し、職員の資質向上に努めます。

職員の職務継続ができるよう、働きやすい職場環境づくりを行います。また、業務内容のみならず、心身の状態にも配慮します。

3. 総合相談支援業務について

不安を抱えて相談してこられる方に寄り添い、不安や不明な事が少しでも解消できるような対応を心掛けていきます。また、どの職員でも同様の対応が出来るよう、センター内で最新の制度やサービス、地域資源などの知識、情報の取得や共有、意見交換を行います。

4. 権利擁護業務について

高齢者の権利擁護として、高齢者虐待や消費者被害の予防及び早期発見に努め、住み慣れた地域で住民が安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、成年後見制度などの広報を実施します。年金受給日に金融機関前で消費者被害予防などの広報啓発を行います。

また、ケアマネジャーや関係機関と地域の見守りネットワークを積極的に構築していきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

支援において困難を感じる介護支援専門員へは、相談を傾聴するとともに、課題を視覚化することで整理を行うなどの支援を行っていきます。

地域ケア会議、認知症高齢者等声掛け訓練などにおいて圏域介護支援専門員には、ファシリテーターなどの役割で参加してもらうことで多職種・多機関との連携を深める機会を提供します。

また、圏域介護支援専門員を対象にスキルアップを目的とする講習会や、多職種との連携を深める交流会などを開催する予定ですが、今年度は企画立案の段階から運営への参加を促進していきたいと思っております。

またあんしんすこやかセンターには、介護支援専門員のみならず、民生委員児童委員等関係機関からの相談もあり、これからもセンター内で速やかに情報共有、対応できるようにしていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防給付に関わる指定介護予防支援事業所として、予防給付のケアマネジメントについては包括

的なアセスメントを行い、自立に向けて利用者の意欲、能力が最大限に引き出せるように支援をします。

地域の社会資源がより多くなるように、地域の会議などに積極的に参加して広報を行います。また、介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすために、医療機関、商店、住民と一緒に地域において介護予防が自主的に取り組めるようにします。

7. 地域支え合い活動推進事業について

個人の課題は地域の課題と捉え地域ケア会議を行います。そこから見えた課題に対し住民でできる支え合いの仕組みづくりの後方支援を行います。

既存のインフォーマルサービスの情報を更新するとともに住民やケアマネジャー、関係機関に広報をしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

あんしんすこやかセンターが認知症の相談窓口であることを地域住民に広報し、より多くの方に相談していただけるようにします。

個別の相談、認知症の勉強会、認知症高齢者等への声掛け訓練などの機会に、神戸モデルや安心登録制度の利用について広報を行い、行方不明になるおそれのある方が早期発見、保護されるようにします。

認知症を患っておられる家族の支援として介護リフレッシュ教室の広報を行って、家族を継続的に支援していきます。

認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で生活が継続できるよう取り組んでいきます。認知症についての理解を深め、近隣住民間で見守り、支え合うコミュニティづくりを考えていただくために、小さな地域で、住民が参加しやすい勉強会や声掛け訓練を行います。

「オレンジ110番」(平成30年に行った、地域ケア会議で声掛けの後の一時的な避難場所、休息所の仮の名称)について具体化していくために、協力者、事業所等と考えていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

各民生委員児童員協議会の連絡会に参加し地域の困りごとなどを共有し迅速に対応します。新任の民生委員とも関係を構築し、頼られるあんしんすこやかセンターを目指します。

10. 医療機関との連携について

在宅医療と介護の連携推進の為、医療、介護が適切に受けられるよう医療介護サポートセンターと連携し、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

地域ケア会議に地域の医療関係者が参加して頂くように声掛けをし、地域の課題を地域の医療関係者と共有し、課題解決のために仕組み作りができるようにします。

地域住民に介護予防や認知症についての理解を深めていただくために、医師や歯科医師、理学療法士と協力していきます。また、MCIの方が早期に介護予防に取り組めるように、医療機関と一緒に考えていきます。

11. その他関係機関との連携について

地域包括ケアシステムを念頭に置き、防災訓練や自治会の会議などに出席し、顔の見える関係づくりを構築していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員という自覚を持ち、センター内で協議し情報の共有や認識の統一を図り行動します。また、公的な相談窓口という立場を念頭に置き行動できるよう、定期的に事業実施要項を読み合わせ、要項を遵守する意識を高めていきます。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：42

あんしんすこやかセンター名：五葉あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

事業所営業時間は、月曜日から土曜日（祝日も含む）の午前9時から午後5時30分とする。休日でも市民が相談できるよう運営する。夜間、日曜日および年末年始12月31日から1月3日の相談については施設に電話を転送し、マニュアルに基づいて施設職員が対応する。虐待に関する相談など緊急と判断した場合は、施設職員よりセンター職員へ連絡し、早急に対応する体制を組む。

神戸市あんしんすこやかセンター運営方針を全職員で確認、共有して事業計画を立案し、事業を推進していく。

研修計画に基づき月1回研修を実施すると共に、他機関が開催する研修会に職員を派遣し、受講後は伝達研修の時間を設け、職員の資質向上をはかる。

個人情報保護対策を徹底するために、全職員が個人情報の取り扱いについてのマニュアルを確認し、同時に、取扱に関する研修を実施する。

2. 職員の配置について

運営管理者	1名
保健師・管理者	1名（介護支援専門員資格あり）
主任介護支援専門員	1名（介護支援専門員資格あり）
社会福祉士	1.5名（介護支援専門員資格1名あり）
地域支え合い推進員	1名（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）

3. 総合相談支援業務について

統計データの分析とともに、地域の情報を集め、地域診断をすすめる。

地域診断の結果、優先して解決する必要がある地域を対象に、地域ケア会議を開催し、地域のニーズや課題の共有とともに、課題の解決方法を検討する。住民が自分達が住む地域の課題であることをより具体的に認識できるように、地域の課題が影響している事例を把握した際には速やかに個別事例の地域ケア会議を開催する。

センターへの早期相談につなげるため、地域の祭りや月1回商店での介護相談会に参加し、センターの広報を行う。また、自治会にセンター広報紙の回覧を依頼する。

様々な経路からの相談に対し、速やかに情報を共有し、複数の職員で緊急性、継続性を判断した上で対応する。複雑な課題を抱えたケースに関しては4職種で課題分析、支援方針の検討を行ったうえで対応する。チームアプローチを強化するために、毎日ミーティングによって情報を共有する。相談者についてデータベース化するなど、総合相談記録の整理、管理方法を工夫し、再来相談者に対し迅速に対応する。継続した実態把握、対応が必要なケースについては計画的に支援を行い、必要に応じてアウトリーチを行う。

養護者の介護負担軽減を目標に、介護リフレッシュ教室を年6回実施する。介護リフレッシュ教室が周知されるよう、民生委員、介護事業所、病院に案内を送付する。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の通報に対しては、速やかな区との情報共有に努め、多機関と連携し、集中的な支援を行う。北区本区あんしんすこやかセンター社会福祉士勉強会で作成した広報パンフレットを活用し、高齢者虐待早期対応の重要性、通報先についての広報活動を強化する。

システム検討法を用いて事例の分析を行い、地域の課題を明らかにし、効果的に広報を行っていく。

判断能力が顕著に低下する前から成年後見制度等の利用につながるように、専門機関と連携し広報活動に取り組む。

消費者被害の情報収集に努め、高齢者、地域の支援者や介護従事者によりわかりやすくポイントが伝わるように工夫して広報を行う。センターで収集した情報は、行政に速やかに報告する。また、金融機関と連携強化に努め、高齢者の振り込み詐欺撃退を目指していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

日頃よりケアマネジャーとの交流を深め、相談しやすい関係を作る。困難事例の相談があれば、ケースカンファレンスを開催し、ケアマネジャーと4職種でアセスメント、課題の抽出、整理、支援計画の立案等について検討、必要に応じて同行訪問等の後方支援を実施する。

関連機関の連携強化を目標に、民生委員・居宅支援事業所・サービス事業所を対象とした連絡会を開催する。連絡会では民生委員の連絡先、情報提供を行う。民生委員・ケアマネジャー・介護事業所を対象とした連絡会を開催する。その際、ケアマネジャーがインフォーマルサービスを活かしたケアプランの作成を支援するために、情報提供を行う。

インフォーマルサービスを活かしたケアプランの立案を支援するために、地域の集い場等について情報の共有を行う。

地域の情報を掲載した機関紙「五葉だより」を年3回発行し、関係機関に配布する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者が要介護状態にならずに地域で自立した生活を続けられるよう、老人クラブや自治会、地域の自主的会合等、高齢者が集まる場に出向き、高齢者のみだけでなく支援者にもフレイル予防、介護予防の啓発を行う。前期高齢者が多い地域の老人クラブに協力を依頼し、事業対象者の把握に力を入れる。事業対象者に対して、薬局でのフレイルチェックを受けるとともに、フレイル予防通所サービスの利用につなげる。

委託ケースにおけるケアプラン管理体制を強化する。昨年度と同様、必要にあわせてサービス担当者会議への出席回数を増やし、インフォーマルサービスの情報提供を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

センターで作成し、来所相談者への案内に使用している地域資源マップ、一覧表について、より多くの高齢者が活用できるよう、社会資源運営主催者へマップへの掲載の許可を得て、各地域福祉センターに掲示することに取り組む。

新たな集い場の立ち上げに対する動きがないか情報収集を継続し、集い場立ち上げを検討している団体に、集い場支援事業などの紹介等立ち上げ支援を行う。コミュネが事業から集い場支援事業へ移行する支援や、現在の集い場の継続についての支援をしていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座を受講した住民が少ない地域を対象に、地域団体と協力して認知症サポーター養成講座を開催する。認知症高齢者の早期発見、早期対応と見守り支援のネットワーク構築の取り組みを継続し、認知症の人にやさしいまちづくりを推進していく。

平成25年度より構築している、認知症の早期発見、早期対応を目標とした「A地区見守りネットワーク（まもりん）」が、A地区駅前の商店を巻き込んでの、行方不明になる恐れのある高齢者を支援するネットワークとして機能するために「A地区見守りネットワーク運営会議」を継続する。会議では、見守り支援者を増やす方策の検討とともに、地域課題の発見するために、事例の検討を行う。

あわせて、神戸市安心登録事業の広報を強化し、行方不明になる恐れのある高齢者の見守り体制の強化をすすめる。

多世代の住民の理解を得、暖かい見守りの目が増えるよう、引き続き、圏域内小学校、中学校へ認知症サポーター養成講座実施について協力を依頼する。近年成人を対象とした認知症サポーター養成講座が開催されていないため、今まで養成講座を実施が少ない地区を優先に、今年度も自治会等地域団体へ開催を呼び掛ける。

支援者の連携強化、モチベーション維持のため、北区社会福祉協議会と連携し、高齢者サポーター連絡会の運営を継続する。

9. 民生委員等地域との連携について

年2回以上の小地域見守り連絡会の開催や、民生委員・友愛訪問ボランティアとの交流会への参加など、地域の支援者と顔の見える関係を作り、見守り支援体制を強化する。また、民生委員に地域ケア会議の参加を促し、西鈴見守りネットワークの協力を求めるなど、各民生委員と信頼関係を深め、地域課題に対し、主体的な関わりを促していく。

要援護者マップ作成、防災訓練等、ふれあいのまちづくり協議会主催の事業について協力していく。

10. 医療機関との連携について

担当圏域内医療機関に、地域ケア会議の報告を掲載した「五葉だより」を送付する。

医療機関をはじめ多職種関係機関代表者によって構成される地域ケア会議を開催する。個別地域ケア会議の開催時にも主治医や関係医療機関の協力を働きかける。

北区医師会主催の北区地域包括ケア推進協議会に出席し、医療機関と協働して医療と介護の連携強化に取り組む。第1ブロックでは、メンバーとして医療と介護の連携強化のための企画を立案、実施する。

地域ケア会議への出席や情報交換を通じて、認知症サポート医との連携強化を図る。

11. その他関係機関との連携について

消防、警察、圏域内NPO法人、学校関係者、スーパーや商店等、高齢者に関わる可能性のある機関に挨拶に伺う。必要時には、地域ケア会議への出席を依頼し、顔の見える関係作りの強化を図ると共に、課題の検討、情報交換を行う。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

予防給付利用者が要介護認定を受けて居宅介護支援事業所を選定する際は、居宅介護支援事業所一覧表を提示し、利用者が適切に事業所を選定できるよう支援する。

また、サービス事業所の選定に関しては利用者、家族の意向を尊重し、特定の事業者への依頼に偏らないよう注意する。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号(2桁): 43

あんしんすこやかセンター名: しあわせの村あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

地域包括支援センターの役割を理解し、その目的に沿って業務を行う。また職員が研修に参加できる体制を整え、職員の資質向上を目指す。平日9時~17時30分。また、時間外対応についても転送電話にて迅速に対応出来るように努める。

2. 職員の配置について

常時4職種を配置する他、社会福祉士を3名あんしんすこやかルーム見守り推進員(SCS)の配置するなど専門性をいかした業務をおこなう。

また、チームとして連携をはかり問題解決に取り組んでいく。

3. 総合相談支援業務について

地域住民から早期に相談が寄せられるように、センター広報と、フレイル、権利擁護に関する情報を盛り込んだ広報誌を定期的に作成し、集いの場などで配布する。特に高齢者あたりの相談件数の少ない地域を選定し全戸配布することで、相談を受ける役割であるセンターの広報を行う。医療機関、地域支援者等の関係機関から寄せられる相談が困難ケースとしてかかわるきっかけとなることが多く、関係機関とセンターをつなぐツールとしてのセンターの電話番号を記した名刺サイズのカード「ここ電カード」を有効活用し、必要な方への配布を継続して行う。

4. 権利擁護業務について

圏域内住民で消費者被害が確認されたときには、タイムリーな情報を迅速に提供できるように、センターにて消費者被害情報の広報誌を作成し、民生委員を通じて配布する。圏域内の居宅ケアマネジャーと関係機関へも同様に情報発信する事で注意喚起を行う。

集いの場などへ出かけにくい高齢者に対しては、権利擁護全般についての情報が届くように、リーフレットを作成して広報啓発をおこなう。また、地域支援者、関係機関に対しても情報発信を継続する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内事業所・委託先のケアマネジャーを対象に「成年後見制度や事例検討会等」研修を企画し資質向上を目指し支援する。

地域関係者や事業者を含む関係機関とケアマネジャーの情報交換の場を設定するなど地域づくりや支援者支援に取り組む。

圏域内居宅、委託先居宅と個別ケースの支援を行いながら関係機関との連携を図る。

北区地域包括ケア推進総括協議会・ケアマネジャー連絡会等、医療機関をはじめ多職種での勉強会・研修の企画・運営や、積極的な参加により連携強化の体制作り、スキルアップの支援を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

「地域で生活する高齢者を支援する」という観点から、個々の利用者ごとに生活機能を向上させるためのアセスメントを行い、セルフケアや地域のインフォーマルサービスを組み合わせながら、介護予防、自立支援に向けて支援する。ケアプランを適宜見直し、利用者、家族、主治医、サービス事業所と目標を共有し適切に評価する。本人の能力を最大限に引き出し自立を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

民児協、友愛訪問ボランティアと密に情報交換、共有を図り地域の高齢者の見守りネットワークの構築に努める。また、元気な高齢者がより活躍できる場を創出し、住民主体で「我がごとまるごと」の地域支え合い活動が構築されるよう後方支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域の高齢者に積極的に取り組んでもらえるよう認知症予防についてセンター発行の広報誌等を活用し広報、啓発を行う。また、認知症初期集中支援事業や神戸モデルの活用も積極的にを行い早期発見、早期受診につなげていく。

継続して住民・教育機関・児童館・PTA 等協力を依頼し高齢者声かけ訓練を実施し多世代に認知症の理解を深めてもらう。また、個別ケア会議を重ね抽出された共通課題を共有し解決に向けて取り組む。

9. 民生委員等地域との連携について

支援者の高齢化も顕著であり活動に支障が出始めていることから昨年度同様に今年度も引き続き「民生委員との情報共有会」を実施し情報交換を行う。

地域を支える担い手の発掘も急務であり圏域内における多世代交流の場に積極的に参加し教育機関やPTAをはじめとする関係機関との連携強化、センター業務の広報、理解、協力を得られるよう努める

10. 医療機関との連携について

圏域内医院・クリニック・薬局等と連携を図る会を開催し、個別困難事例検討・情報交換・情報共有を行うなど連携強化に努め、地域住民が早期に医療と介護につながるよう切れ目のない連携を図る。北区地域包括ケア推進協議会やその中の第1ブロック会議に参加し、認知症の早期受診など地域の課題解決に向けて医師会、歯科医師会、薬剤師会などとのネットワークを強化する。

11. その他関係機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で生活するため警察署、消防署、商業施設、金融機関、社会福祉協議会、障害者支援センター等の専門機関と連携し、日頃から問題解決できる体制を構築する。対応困難な事例では早期に解決できるよう積極的に他機関と連携していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

指定居宅介護支援事業者の選定、住宅改修希望者への事業者選定等、サービス利用希望者に対し利用に関する情報提供を行い利用者本人や家族に事業所選定を促す。また特定の事業所に集中しないように注意するなど公平かつ中立な業務遂行に留意する。

事業所内に職員倫理要綱を掲示し、遵守するよう努める。

資料 4

令和2年度

- ・ 地域包括支援センター公募について
- ・ 区運営協議会における報告事項の見直しについて

令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

2. 契約内容について

(1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

(2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務（新）

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務（※該当圏域のみ）

3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

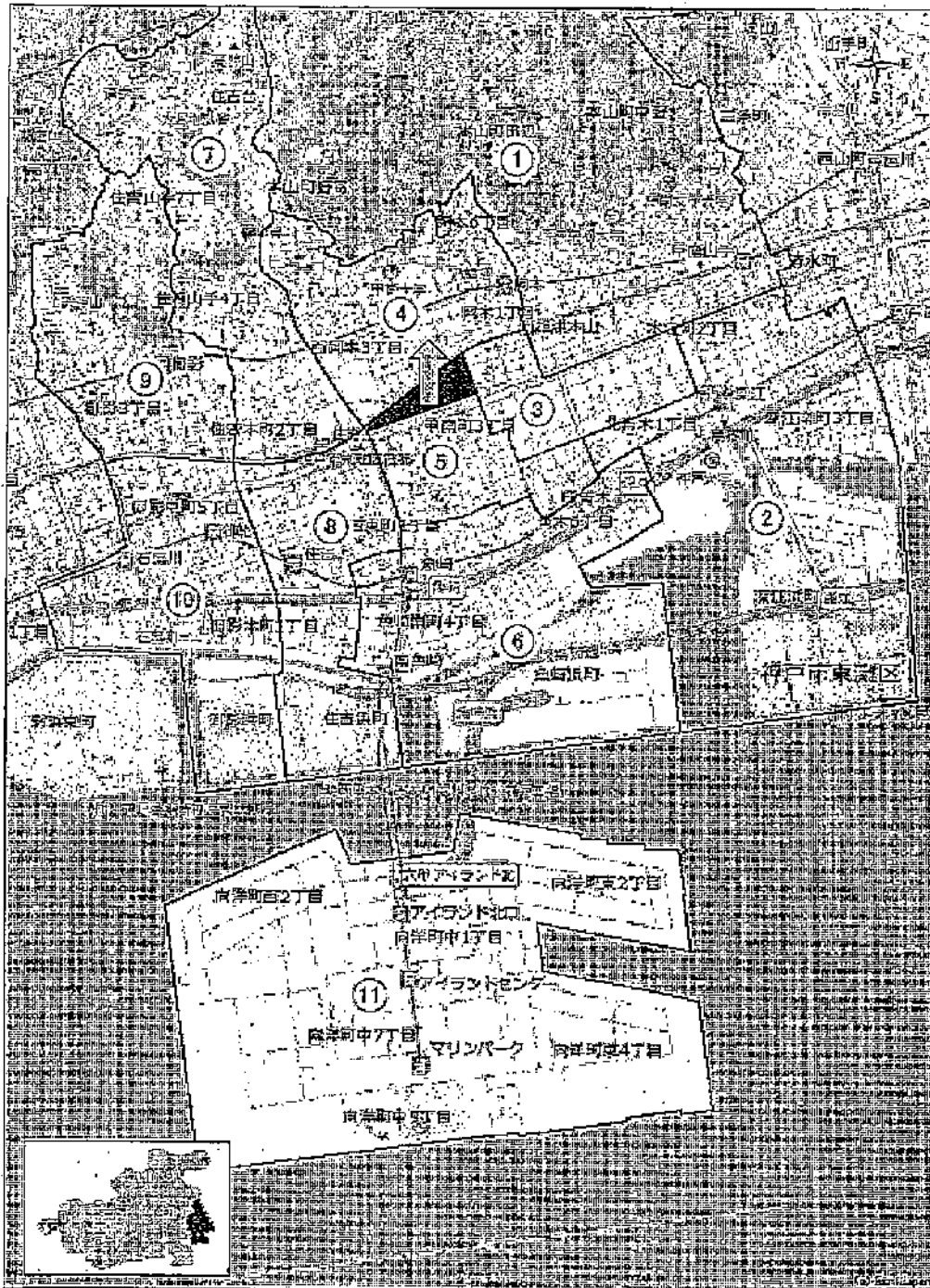
4. 今後のスケジュール

時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。

あんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行 センター名	地名	新圏域 No.	移動先 センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3~5 丁目	4	本山西部	800 人

区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

1. 提案内容

本市では、平成 18 年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要綱に基づき、区地域包括支援センター運営協議会を運営しているが、地域包括支援センターの公正性・中立性が長期間安定した状態が継続しているため、令和元年度より区地域包括支援センター運営協議会は特段の事情がない限り原則年間 1 回の実施とすることを、平成 30 年度市及び区運営協議会にて承認を得た。

（趣旨）

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

2. 適用開始年次

令和 3 年度より上記のとおり実施することとする。

3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）